

平成24年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第4日）						
招集年月日	平成24年3月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成24年3月22日 9時30分			議長	末次利男
	延会	平成24年3月22日 14時38分			議長	末次利男
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	見陣 泰幸	出
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	山口 嚴	出	11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	2番	江口 孝二	3番	所賀 廣	5番	山口 嚴
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩島 正昭	健康増進課長	松本 太		
	副町長	永淵 孝幸	環境水道課長	土井 秀文		
	教育長	陣内 碩泰	農林水産課長	新宮 善一郎		
	総務課長	毎原 哲也	税務課長	藤木 修		
	企画商工課長	岡 靖則	建設課長	川崎 義秋		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	野口 士郎		
	町民福祉課長	桑原 達彦	太良病院事務長	井田 光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年 3 月22日（木）議事日程

開 議（午前 9 時30分）

日程第 1 議案第24号 平成24年度太良町一般会計予算について

午前 9 時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

日程第 1 議案第24号

○議長（末次利男君）

日程第 1．議案第24号 平成24年度太良町一般会計予算についてを議題といたします。

ただいまから質疑に入りますが、十分な審議を尽くす意味で、二、三款ずつ区切って質疑を行いたいと思います。

なお、会議規則第52条の規定によりますと、同一議案については質疑は3回と定められておりますが、この議案審議を款で区切って行いますので、その款で区切られた中での3回と承知いただき、発言の均等と議事運営に御協力を願いたいと思います。

質疑は歳出から入り、歳入は歳出の済んだ後に行います。

それでは、歳出の第 1 款．議会費、59ページから第 2 款．総務費、85ページまでの審議に入ります。

発言される場合は、予算書及び主要事業一覧表のページ番号を言ってから質疑願いたいと思います。

質疑の方ありませんか。

○ 1 番（田川 浩君）

主要事業一覧表の 1 ページの 1 番、庁舎エレベーター施設設置事業ですね。予算書の中の 65ページになります。

先日、全員協議会の中で説明を受けましたが、そのエレベーターの設置理由ですよね、こちらがちょっとまだ私にとって納得できないものでしたので、聞きたいんですが、まず 1 点目ですけど、その前に、今の庁舎が建って、昭和61年に建ちましたので、二十五、六年たつと思うんですが、その二十五、六年の間、エレベーターというのはなかったわけですよね。そもそも建てるときにどうしてエレベーターを設置されなかったのか、そして、これまでどういった対応をされてきたのかというのを聞きたいです、まず初めに。よろしく願います。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

どうして当初エレベーターをつけなかったかという件でございますけれども、これは当時は、いわゆるアメニティーと申しますか、何と申しますか、身障者等ですね、そういう社会福祉の観念が余りなかったと記憶をしております。バリアフリー等もちろんその当時は言葉もありませんでしたし、そこまでいろんな方々に配慮する必要性を感じていなかったということがまず第一の原因だったと思います。歩いて上がればいいじゃないですかと、そんな感じだったと思うんですけれども、それが主な原因だと考えております。

○議長（末次利男君）

今までどういう対応をされていたのか。

○総務課長（毎原哲也君）

済みません。どういう対応をしておったかと申しますと、今から振り返りますと、町民の皆様には非常に御迷惑をおかけしておったということでございまして、身体的に自由が余りきかない方々につきましては、職員がその方々のもとに行って、いろいろ話を聞いたりとか、そのような住民さんに余り負担をかけないような対応をしてきておるということでございます。

○1番（田川 浩君）

例えば、住民の方が車いすで来られた場合には、職員の方で対応されていたということですね。はい、わかりました。

それで、本題の今回どうしてエレベーターを設置するに至ったかという理由をお聞かせください。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは中期財政計画という役場の中の計画がございましてけれども、大体平成21年か22年ぐらいからそれを計上し始めておるという経過がございまして、なぜそこら辺で上がってきたかと申しますと、やっぱり2階以上に上がられる住民の方々からエレベーターを設置してほしいという要望がずっと出ておったということでございまして、先ほど申しましたように、2階に上がるのがとても不自由を感じる方については、職員が上から下に、1階のほうにおいていって対応しておるという状況でございましたので、今回、中期財政計画にもずっと上げておりました関係で、今年度計上をさせていただいたということでございます。

○1番（田川 浩君）

ちょっとですね、例えば、昭和61年当時の太良町の高齢化が何%で、現在何%に上がったからですか、そういった客観的な事実を本当言ったらつけてもらいたい。

それと、例えば、平成12年度に交通バリアフリー法というのが出た。それに対応してい

なくてはいけないとか、そういった理由もあると思うんですよ。こういった約1億円という予算をつけるわけですから、もっと私たちにも住民の方にも納得できるような理由をちゃんと書いてもらいたいと思っております。

最後になりますけど、今度導入するエレベーターですけども、前回、ちょっと説明がありましたけど、どんなエレベーターか。例えば、こういった規模で、車いす等にも対応しているものかどうか。車いすとかですね、そういったものに対応しているものかどうかというのが、今わかる範囲でこういったものか説明ください。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

エレベーターにつきましては、定員11名が乗れるものです。車いすにも当然対応をできます。大きさにつきましては、ちょっと今のところわからないんですけども、とにかく11名が乗れる程度の、定員が11名程度のエレベーターということで御理解をいただきたいと思えます。

○7番（牟田則雄君）

63ページの区分の4節、共済費の共済追加費用32,300千円となっておりますが、これは共済は総額で、この明細表はもっとずっと後ろ、178ページに載っているんですが、これには共済費と総額で上がっているんですが、これに追加するのか、もともとの共済費は幾ら上がっているのか。追加と書いてありますので、これはもともと幾らかあって、それに追加なのか、このところを、何で共済が追加費用として上がっているのかちょっとお尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その件につきましては、ちょっと私もよく理解ができないところがあるわけですけども、これは以前、共済費として、今、我々は毎月取られ、それから町のほうも半分ぐらい負担するというので共済費というのを払っておるわけですけども、戦後から何十年か、二、三十年ぐらいの間に年金等を払ったりする分の負担を今ずっとしてあげているという、その分の、追加費用というのは、その分の以前の方々、我々じゃなくて、ずっと昔の方々の分を今負担しておるというお金でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、今のあれに入っていないんですが、ちょっと説明のために私が言いました178ページに共済費として総額120,874千円上がっていますね、表の中に。この中に含まれるのか、それともこれ以外で、そして使途、使い道がこの中には入らんで、ほかのやつに使うための便宜上の名前か、そのところをはっきりして、そしてもし違う目的の費用なら、ここに共済追加というとはおかしいと思うんですが、そこら辺どうですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほどおっしゃった178ページの分については、その追加費用というのは入っておりません。(265ページで訂正)

それで、それは先ほど言ったように、共済組合が各自治体のほうから算定をして別枠で納めさせているという金額でございます。

○10番（久保繁幸君）

連番5のことについてお尋ねいたしますが、火葬場への誘導サイン4基、広域農道誘導サイン1基と書いてありますが、まずこの場所をお伺いいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、1基目の広域農道誘導サインですけれども、これは津ノ浦地区、今、新しい道路ができておりますが、あそこからずっと上って行って広域農道へ分かれるところ、牛尾呂との分岐点がありますけれども、分岐点のところに1カ所、オレンジ海道と牛尾呂のほうに間違っただけで行かれます。牛尾呂のほうがちよっと道路が広がってしまって、そちらのほうに間違っただけで行かれますということですので、そここのところにまず1カ所が広域農道の分で、あとは火葬場誘導サインの4基ですけれども、これについては広域農道の入り口のところに1カ所、それから栄町のところに1カ所、それから広域農道からずっとおりてくるところに1カ所、広域農道からの途中で2カ所ですね、合計の4カ所ということで、まず広域農道の入り口には上下の2段物にして、あと途中については1段物の誘導サインということになっております。

○10番（久保繁幸君）

今、説明では広域農道の入り口のところにはちょっと大きいのをされるというふうなお話だったんですが、今、オレンジ海道、ずっとこのサインがついておりますが、いろいろ皆さんから言われるんですが、余り小さ過ぎるので、通り過ぎてからしかわからないと。これを今後ちょっと大き目にする予定はないのか。予定してもらわんと、通り過ぎてからばっかり皆さん、ああ、あそこやった、ここやったと言われる。皆さんも通ってみられてわかると思うんですが、もう少し大き目のサインをつくっていただくような考えはないかお尋ねいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今後、設置するときには、そういうのも勘案しながら検討をしていきたいと思っております。

○8番（川下武則君）

連番の3で、この空き家情報バンクの中で、1人の雇用を見て探すということですけど、

これはあれですかね、区長さんあたりと一緒に、区長さんのところに行って空き家がないですかというふうな感じでずっと回って、区長さんと一緒にずっと見て回るんですかね、それとも1人で雇用された方がうろうろしながらずっと見て回るもんか。

空き家を有効に使うということは、ねらいどころはよかとばってんが、それによってどれぐらいの、何と申しますか、空き家があった場合に、町としてはどれぐらいのあれを使って、予算を立てて住みやすいようにして入居者を導くかといいますか、そういうところまで考えてのあれですかね。そこら辺をお尋ねします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の空き家バンクについては、空き家の有効活用と定住化対策ということの一つの礎になればということとしてしております。

これについては、調査員を1名、半年間の雇用ですけれども、それで雇用しますけれども、これについては区長さんたちの協力を得ながら、当然区からの情報も出てこないとわかりませんし、ただ、区長さんから情報があっても、その方の個人が実質にこういうとに登録をするかというのもまずあるかと思えます。だから、そういうのも確認をしなくちゃいけないと思っています。

今後、この空き家情報を始めるに当たっては、ホームページ等、それとか町報等に情報を載せながら、情報提供をまずしてもらおうと。空き家情報については、空き家の所有者、それと空き家を利用したい方、定住化でよそからの方も私たちが視野に入れていきますので、やっぱりよその方に情報提供をするためにはある一定の情報を出してやらんといかんということで、町のホームページの中でもそういうのをつくり込んで、詳しい情報もある程度は載せたいと思っています。

ただ、個人の情報等で載せられないところについては、うちのほうに問い合わせしてもらって、最終的には本人さん同士の取り扱いになるかと思えますけれども、本人同士で、町としては紹介、助言まではできますけれども、あとのことについては個人でやってもらおうと。

それと、町がこの建物をこういうふうに空き家情報を出すために補助等はないかということですが、今のところは考えておりません。まず、こういう情報提供をして、お互いに空き家が有効活用を図ればということで思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

言われていることはよくわかりますし、ごもっともかなとは思いますが、そこで、もう一歩踏み込んで、情報提供と重ね合わせて、幾らかでも県のほうのリフォーム助成金とか何とか、いろいろある部分もありますし、町もそうやって定住対策を考える中では幾らかでもそういうふうな補助金を出してあげるといいですか、そういう部分も踏み込んで考えたら

いかかかなと思うんですけど、そこら辺のお考えはどうですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

空き家情報バンクについては、結果的には買ってもらってからリフォームするについては、個人の取得になってリフォームの補助は受けられるかと思えますけれども、賃貸とかなんとかについてはできないと思っております。

まず、これをしてみて、どういう結果になるかというのも私たちもやっぱり検証しなくちゃいけないと思っておりますので、そういうのも見据えて今後の事業を推進したいと思っております。

○2番（江口孝二君）

関連ですけど、今の空き家情報に関連して、これは単年度事業ですか、それとも継続してされるものなのでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回は、この整備をするに当たって、台帳とかなんとかを整備するに当たっては緊急の雇用対策の基金事業を活用しながら調査を行いますけれども、それが終わった後については、企画商工課内で随時そういう情報を収集し、提供をしていきたいと思っております。以後、継続をしたいと思っております。

以上です。

○2番（江口孝二君）

継続していくのが当たり前とは思いますが、要は日々流動的に状況は変わると思います。それで、ホームページに載せられた場合に、情報と実態は違うということが多々あると思うわけですよ。だから、そこら辺を綿密にしていってもらわないと、町の信頼ということにもかかわり合ってくると思っておりますので、そこら辺は十分に注意してやってもらいたいと思います。

それと、関連になるとは思いますが、この雇用の関係で、各農林とか20人ぐらいの雇用がありますけど、ここにうたってある分については単価が一つ一つ違うですもんね。この場合は物すごく少ないし、あるものは物すごく、3,000千円も4,000千円もという年間の費用を見えますけど、そこら辺はどのように解釈したらいいんですかね。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

企画商工課でやっている空き家情報については、半年分の賃金、5,800円の6カ月という感じでしておりますけれども、これらの事業については佐賀県の緊急雇用創出基金事業を活用しておりますけれども、これらの事業については人件費がまず2分の1以上なくてはなら

ないと。あと、それに伴う事業費をつけてもいいということになっておりますので、それぞれの事業によって事業経費が違いますので、人件費等も若干違って来るかと思っています。一般事務的なものは通常のうちの5,800円の賃金でされていると思いますけれども、それぞれの事業によっては違っております。

以上です。

○2番（江口孝二君）

どのように状況を管理していったら、日々の更新とか、そこら辺、それも具体的にもしわかったら、だれか1名つけるとか、そういうことをされていくのか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

数少ない職員がいます。私たちの係だけでは、企画情報係のほうで今回しますけれども、係が3人しかいませんので、勤務しながらそれぞれしますけれども、情報についてはやっぱり一番新しい情報を載せていかないと、その情報が本当にミスマッチになってトラブルという原因にもなりかねないと思いますので、私たちもそこら辺については、まず登録する方についても、こういう状況が変わった段階については届け出をしてくださいということで念を押ししたいと思います。

また、この情報等についても載せられる期間もやっぱり限定しながらしないと、情報も変わってきますので、そういう情報等については随時監視をしながらしていきたいと思っています。

以上です。

○2番（江口孝二君）

今のことですけど、先ほどの質問にもありましたけど、各区長さん等が協力をしていかれるということですが、空き家がないかということは、区長さんとか地域の人たちに尋ねられて空き家を探してられる人が多々あるわけですよ。その中で、それを町のほうです、情報は町のほうにありますから、町の企画商工課のほうに来たら、すぐ一目瞭然でわかるというごたるところまで踏み込んだとにしてもらわないと、ある意味がないと思うんですよ。そこら辺まで踏み込んで、もちろんプライバシーもあるけん、空き家であっても貸す貸さないは個々の対応だと思いますけど、ただ、こういうふうに空き家が多かったら、その情報だけは町のほうですべて管理をしてもらったほうがいいと思うんですけど、そこら辺はどのように考えておられますか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

できるだけ多くの情報を私たちも載せたいと思っています。ただ、今言われるように、どうしても載せたくない、貸せないという方については、やっぱり載せられないという情報

があると思います。ただ、やっぱり地区内には今実際住んでいらっしゃる空き家が何軒あるぐらいは確認はしておかんといかんなど私たちも思っております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

同じページの連番6の地域づくり事業費補助金ですね。これは昨年度から始まって、ことがちょうど2年目、そして来年度で終わりという当初の説明だったと思います。

昨年度が34,000千円、そしてことが約1.5倍の予算がついているわけでありますが、あれでしょう、以前、聞いたときは、この事業というのは3年継続して助成するときと単年で助成を切るときと2種類があるということで昨年度の受け付け時の説明でありましたが、これだけの予算がことは大きく伸びたということをもっと最初に、その1点目を説明をお願いします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、地域づくり事業基金については、今回4,900千円になっておりますけれども、当初の段階では少なかったんですけれども、途中で補正で対応させてもらって4,000千円近くの事業費になしてもらってしておりますけれども、今年度については、継続される事業もあるかということと、それと前回、イベント等には全然参加がありませんでしたけれども、そういうイベント等にもやっぱりどうしても事業費をつけて誘発するということもあるかと思えます。それで、イベント等についても出したいという話もありましたので、今回、こういう事業費を若干の上乗せをしながら多くの町民の方に利用をしてもらいたいということで、来月の4月号の広報には掲載しようということで今準備をしている状況でございます。

以上です。

○5番（山口 巖君）

そしたら、当初予算からこれだけの予算をつけたということは、もうこの手は途中で補正は考えていないということでもいいわけですか。

それともう1点、以前も同じ質問だったと思うんですけど、この予算の中で何種類か上がっている中に、同じ人物、同じ団体等が大分入っているんじゃないかと。この事業にも参加し、この事業にも参加したと、そういう人たちが何人とか何組織ありますか、今現在、受け付け現在。

以上2点。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

その補正の対応については、どういう事業が出てくるかによって検討をしたいと思っております。

それと、重複されている事業というのは、ちょっと私も個々の名簿までは持ってきておりませんが、研修会に参加をされている方もいまして、研修会と特産品の開発を両方参加されている方もいらっしゃいます。研修会と販路拡大という感じで、それぞれ1つか2つ、多くて3つの事業に参加されている方も、意欲的な方で多くの事業に参加して町の活性化につながっていると思っております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

今、課長、意欲的な方というような説明です。しかし、町内でこのくらいの予算で、自分も参加してみたいという人はまだほかにもたくさんいるわけですよ。だから、助成を同じ人が3回、これもこれもあれも受けましたて、意欲的という説明は私は余り好ましくないんじゃないかと思うわけですが、そうした場合は、やはり3年継続していただく場合は、どうですか、土地の農地改良事業ですね、今度また質問しますが、ああいう場合は5年先は何をつくりましたよというような計画書を出しますから、3年続けた場合はどういう結果があったという計画書あたりとか、この予算がいかに効果があったのかとか、そういうふうなことを団体というか、個人かに義務づけというか、そういう要望をやっておられるのかですね。

そして、やはり思うのは、なかなか1次産業の人たちというのはまじめに家を余り見ないで働く人たちが大体主ですから、仕事……というか、そういう人が主ですので、そういう人たちもある程度の恩典を受けられるような事業のあり方であってほしいなと思うわけですから、3つも4つもその事業に自分が入っていつている、そういう見方よりも、それに入りたくても入れない人がおったということを考えていただければと。いま一度お答えをお願いいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

多くの方に参加をしてもらって、多くの申請をしてもらいたいと思っております。

昨年も補正でも対応したように、いろいろな事業にやっぱりチャレンジをしてもらって、自分も参加してみたいというふうな形の事業になればと私たちも思っております。

以上です。（「報告書」と呼ぶ者あり）

報告書については、町報等でも載せてPR、こういう事業をしたよというのをやっぱり載せたいと思っております。

以上です。

○12番（下平力人君）

空き家対策についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、もちろん緊急にやっていくということもございますし、またその空き家対策というのは非常に画期的な事業であろうというふうな希望を持っておるわけですよ。といいますのは、古きをたずねて新しきを知るといいまじょうかね、そういうふうなことで、非常に目的として、いわゆる定住促進にもつながっ

ていきますし、できれば成功してほしいなというふうな気持ちでおります。

それとまた同時に、エリア的にはどこら辺までを調査、太良町全体なのか、それともやっぱり人がここまでぐらいはいろんな生活をしやすいなというようなどころまでなのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

情報等については、町内全地区を回りたいと思っております。

以上です。

○12番（下平力人君）

そうなりますと、これは課長おっしゃるように、そのときそのときで空き家というのは出てくるわけですね、これから。それで、ずっと半永久にやるという考えなのか、それともある一定期間、5年なら5年ぐらいをですね——もちろん結果が出ませんと、した価値といますか、これがございませんから、そこら辺も踏まえた考え方はどうなんですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

事業効果というのは、やっぱりまずやってみて、私たちも今回、行政評価というのもしておりますけれども、そういうところで中身の検証はしていかなんといかんとおもいます。

担当課でもそういう情報が結果的には使われなかったということになると、そこに問題点があるというのはやっぱり検証しなくちゃいけないと思っております。まず、この事業を継続するためにもそういう中身の検証をしながら、今回やってみて、どうなるかというのがちょっとわかりませんので、そういうのを今後検討していかなければいけないと思っております。

○12番（下平力人君）

そしたら、情報誌ということを優先した考えであろうと思いますが、太良町はこういう事業をやっておりますというのを広く皆さんに知っていただくという点では、幾らかの出費はあるかもわかりませんが、そういうところも必要じゃなかろうかと思っております。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の制度については、まず町民の方にも知ってもらわんといかんということで、ここに情報があるよということを町民の方が知ってもらったら、だれか友人とか問い合わせがあったら、ここに行ってくださいよというのもできるかなと思っておりますので、まず情報を私たちが収集してから、いろんな方法でPRをしていきたいと思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

それに関連してですけど、空き家の情報収集自体なら、例えば、太良町の55地区、2カ月もあれば空き家でないか入っていただけるかは十分わかるわけね。その中身について、例えば、各地区に、その空き家については仏さんがあったりとか、いろんな情報で、そこんにきまで含めて、貸されるのか貸されないのか、その辺まで含めてやっぱり検証してもらわんと、幾ら空き家にしても、その辺がさ、持ち主が貸してよかよという情報はやっぱり載せてくれんことにはいかんわけね。そこんにきばよう検証して、そして、大事なものを別の部屋にぴしゃっと入れてよかよとか、そこんにきまでして貸してよかよというようなことの情報ですか。そういうところまでぴしゃっとしてもらわんと、幾らあんたの言うように情報公開だけして、あとは持ち主と借り手とで話ばしてというような状況なら、なかなか難しかね。やっぱり太良町がそこまで踏み込んで情報をやって、よそのところからぜひ借りていただきたいかわけやっけんが、その辺はもうちょっと深く踏み込んでやってもらえんかなと思うとばってん、その辺についてはどがんね。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

空き家の情報については、当然載せてもいいよという人じゃないと情報は載せられません。

それと、載せるためにはいろいろな条件を提示してもらって、やっぱり補修とかいろいろな問題も出てくるかなと思っています。それは入る人の負担にするとか貸す人の負担にするとか、そういう状況まで中身の中に、設備関係とか附帯設備、それと特記要件とか、そういうのも全部含んだところの様式を今つくっておりますので、そういう様式の中に入れてもらって、それを情報を出して、詳しい情報は表面に出せませんので、結果的に借りる人にしかその情報は出しませんので、そこら辺の情報までこちらのほうで調べてお聞きをして、最終的な情報を提供するというふうになるかと思えます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

課長が最初からそこまで踏み込んでぴしゃっとしておるとですよということを言えば、あといろいろ言わんでよかったいね。せっかく持った情報ならさ、そがんとはやっぱり皆さんの質問の中でぴしゃっと言うてもらえば、2回、3回でこういう質問もせんでよかわけやっけんが、そこんにきは十分中身まで思い切って踏み込んだところまでぎゃんしておりますよということをぴしゃっと言うてもらえばよかと思えます、今後はね。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の65ページの節の15. 工事請負費ですね、それを庁舎エレベーター施設の前から言われていた外づけと中づけの経費の違いがどれくらいか、そして中にしたのはどういう理由でしたのか。

それと、その下の庁舎空調圧縮機分解整備事業ですね、このオーバーホールとしてありま

すけど、これはただ単にオーバーホールするだけの工事なのか、そこら辺の内訳を。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、経費の違いということでございますけれども、この間の全協のときにはちょっとわかりませんということでお答えをしておったわけですが、業者に頼みまして、何とか出していただいた金額がございまして、外づけのほうは55,000千円ぐらいかかるらしいです。中につくったら48,000千円ぐらい、50,000千円弱ぐらいでできるというような、大まかな話ですけれども。

それで、中のほうを選んだというのは、この間、外づけがもちろん金額が上がるということで説明もしておったわけですが、それ以外に、外づけをしても、その設置する箇所が事務室を狭くしたり町長室を狭くしたりとか、いろんな問題が出てきて、そこらにもまた、例えば、1階の教育長室をつぶすことになるとか、2階の農林水産課の部分をつぶすとか、それから3階のトイレの部分、裏にトイレがありますけれども、その部分もつぶれるとか、そういうような問題がございまして、西側はそうです。東側は今度は町長室のところがつぶれたりとか、いろんな支障がございまして、内部のほうの、この間、申しあげましたように、玄関から入って左側のほうの一面を使ったほうが全体的ないろんな作業、事務、そういうものに比較的支障がないと、一番支障がないということで、そちらの内部のほうに設置をしたいということにしておるわけでございます。

それから、もう1つの庁舎空調圧縮機分解整備事業です。これはオーバーホールですね、これを分解して掃除すると。それで、もしだめだったら、これはだめですよということになったら、ちょっと全部をかえるという、二刀流の考え方なんですけど、そういうことでございます。

○9番（見陣泰幸君）

その空調設備のオーバーホール、まず修理をして、だめだったらかえるということで、4,000千円予算が上がっていますけど、最初から全体を新しくかえるという方向に進んだ場合の金額、予算というのはどういうふうになっているんですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

それはちょっとまだ今のところわかっておりません。

○9番（見陣泰幸君）

手数料をいろいろ考えたら、もしそちらのほうまで試算して、金額にそう変わりなかったら、もう頭からかえたほうがいいんじゃないでしょうかね。それで、そのオーバーホールが修理だけして何年もつのかですね、そこら辺も試算して、金額によっては思い切ってかえたほうが先々いいんじゃないかと思うんですけど。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

前回、そのオーバーホールを実施したのが2007年なんですよ。今5年ぐらいたって、また再度というような話なわけですけども、極力もたせられればもたせていきたいと思っております。それでもだめやったら、やっぱりもう全部かえてしまうというような方法をとっていききたいというふうに思います。

○11番（坂口久信君）

エレベーターですけども、予算が設置工事が95,000千円、設計が5,000千円ですか、これは入札でどのようになるかわからんとですけども、まずエレベーター本体とあれと分けて教えていただければと思いますけれども。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと今のところ、それはわかっておりません。

○11番（坂口久信君）

わからんなら先に進まれんとぼってんが。多分エレベーター自体は、ほかの壊したりなんかするほうが大分かかるとやなかかなという気はしておるとですけども、エレベーター本体は11人乗りというようなことで、せいぜい五、六百万円かなと、本体、エレベーター自体はね。そいけん、ほかんとところに異常にかかって、最終的に入札でどがんなるかわからんけん、ちょっと話しされんとですけども、大体今、割りかし業者さんはですね、エレベーター自体は安いわけですね。その後の維持管理で持っていこうでしよるもんですから、その辺は十分検討してやっていただきましたかなと。中身について、よう検証してですね。結構エレベーター自体は本当に実際実費のような状況で、取りつけは。公共事業と民間は違うかもしれませぬけれども、実質はそんなくらいの状況でどこの業者もやりよりますので、ぜひ中身をよう検証してやっていただければと思います。もう答弁は。

○町長（岩島正昭君）

その件について御報告いたしますけれども、まずごく最近、1週間以内やったですかね、嬉野市が文化会館にエレベーターを新設したということで落成式等々がございまして、あれも身障者用につくったということで、たしか四、五千万円、40,000千円強ぐらいに全体工事費がなるとテレビ、新聞等々でございましたけれども、そこら付近を参考に聞きながら、なるべく安い価格でそういうふうな業者等の選定もしていきたいというふうに思っております。

それと、田川議員から御質問等々が再三あっておりますけれども、これが庁舎ができたのが昭和63年ぐらいたったですかね、その当時はまだまだ太良町もミカン等々が価格等も暴落しないで最盛期な時分で、後継者もどんどんおったということで、高齢化率も低かったわけ

ですよ。今、1次産業がこういうふうな段階で、ほとんど後継者もないということで、高齢者の方が、結局、何ですか、生前一括贈与等々で農業委員会にたびたび上がってきて、ちょっとおりてきてくれんかいというふうな等々も玄関等で再三呼び出しをいただいておりますから、できれば高齢化率も進んだ中で、ぜひともエレベーターの設置についてはお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

いや、エレベーター自体はやっぱり田川議員が言うたような説明ばすればよかと思うし、今回ですよ、何かな、多良の体育館ですか、あそこも今度は改修して、あそこにもエレベーターをつけるというような状況だったと思いますけれども、それを両方絡めて、例えば、そういう入札の仕方が——どっちみち、あっちもつけんばいかんけんですよ。そして、どうにか単価を下げるような状況をしていただければと思います。答弁要りません。

○10番（久保繁幸君）

今、坂口議員言われたのに関連なんですけど、今、金額、外づけ、内づけ、55,000千円と48,000千円ですか、言われたんですけど、もちろんこれは入札と思います。入札の中で、これは設計委託者からお伺いになった値段か何か知りませんが、今、メーカーさんをどれくらいの入札予定を考えておられるのか、どれだけ把握されているのか、それからまたその工事の段階で業務に支障がないのか、どういうふうな方法でやっていかれるのか、その辺をお伺いいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと1つ確認ですが、エレベーターの業者ということですか。（発言する者あり）

ちょっと私もどういうふうにするのかというのがよくわかりませんが、建設業者にエレベーターの会社も含ませて行うのが一番よいのじゃないかなというふうには思っております。

その工事の場合は、玄関、それから2階、3階までやっぱり工事機械等が入ってきたりするもんですから、玄関を使うのはもちろんなんですけれども、北側の窓をあけて、そこからいろいろ搬入とかするようになるんじゃないかというふうに思います。安全性も考えて、ちょっと広目に工事スペースをとらせていただけてやっていくのが一番ベストではないかなというふうに思っております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

もちろんエレベーターですので、保守点検は必ずやらなきゃいけないと思うんですが、今後、そのエレベーターがついた時点で、停電した場合、それが動くようなエレベーターなのか、また停電した場合にエレベーターが途中でとまったときの対応の仕方、そういうふうな

訓練の仕方も多分職員の皆さんは勉強しなきゃいかんと思います。その辺は提案だけなんです、月一遍の多分保守点検だと思いますので、その辺は各自どこでどういうふうに停電になるか、停電のときでもそのまま動くのか、機種によって違うと思うんですが、これは提案だけですので、答弁は要りません。

以上です。

○8番（川下武則君）

連番6のところの地域づくりの中で、イベント開催事業が1,500千円になっておるとばってん、その1,500千円を何にどういうふうにする予定なのか、また今回、お見合い大作戦みたいな、そういうのを含めて、実はもうちょっと町のほうでも後押しできるような、もうちょっと大きい予算をつけてもらえればなというふうな期待をしていたんですけど、1,500千円という金額が多い少ないじゃなくて、それをお見合い大作戦みたいな合コンの支援とかイベントとか、そういう部分に幾らかでも見てあるもんかどう、そこら辺をお尋ねいたします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

この事業は今から公募する事業であって、どういう方が申請されるかわかりませんので、いろいろな事業に利用してもらって、大体予算金額は500千円の3件ぐらいの今のところ予定をしておりますけれども、多くの方がやっぱりそういうのを利用してもらえればと思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

そしたら、この前のお見合い大作戦みたいなことを若い人たちがまたしてくれというふうな要請があれば、そういうのも町のほうでも考えて、またおぜん立てといいますか、この前、町長も言ってくれたんですけど、鹿島のほうとの交流といいますか、交流人口みたいな感じで、そういう部分も含めてできるということですかね。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

この事業を使っては、やっぱり民間の方が、町民の方々がそういうグループを組んでこういう事業を実施したいので申請をしますという事業ですので、町が実施する事業じゃございませんけれども、町はまた別枠の事業で、町長が答弁したとおりなんですけれども、この事業については、民間の方々がこういう事業を実施したいということで申請があつてからの補助事業でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

済みません、細かいことで済みません。68ページですね、68ページの企画財政管理費のところ、1節の報酬が振興計画審議会委員報酬ですね。昨年、23年度は208千円ぐらい載っていたと思うんですよ、人数は一緒ですね。昨年、委員会を開かれたのは何回開かれた——この値段の違いと、先ほどから空き家バンクを言われておりますけど、7節の事務補助賃金と14節の車輛リース料、これがこれだと思うんですけど、その他の経費はどこで見たらいいのか、一応そこら辺をお願いします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

振興計画審議会委員報酬は、昨年度計画策定をしましたので、そのときのため、昨年は3回の計画でした。今回については1回分を計上しておりますけれども、これについては事業計画の大幅な改修とか、そういうのがあった場合とか、それとか、もし中身の検証が必要になった場合について、こういう計画審議会委員の方にまた御協力をお願いして実施するようにしております。

それと、空き家バンクのその他の経費というのは、これについては燃料費を一応予算を50千円見積もっております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

振興計画は、そしたら、ことしは何回するかわからないと。計画としてはわからないけど、しなければいけないこともあるということで予算を上げているということですね。

それで、先ほどの空き家バンクは、こういう書き方をしなければいけないものなのか。できれば1カ所に空き家バンク経費が、事務補助賃金、車両リース料、その他経費という1つの枠に書かれないものかですね。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

予算の構成としては、一応目で大体分けて、その下にもう1つ事業ごとに細目というような形で各事業ごとの予算というのがあるんですけど、その細目の予算が積み上がったところで目の予算になっておりますので、私たちの予算を執行する段階では細目という形で事業ごとの予算というのわかりますので、幾らというのわかるんですけど、ここに予算に上げた段階で目で集計していきますので、やっぱりばらばらになっているような形になりますので、そこを事業ごとに目を今度分ければ、ちょっと際限なく事業数ごとにずっとしていかなばいかんけん、これだけの厚さじゃ到底足りないということで、ちょっとそこら辺、今の予算のつくり方で御勘弁願いたいなということで、そこら辺の内容的なところの説明は各担当でさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、次の3款、民生費、86ページから第4款、衛生費、113ページまでの質疑に入ります。

なお、質疑漏れの方は総括質疑でお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（江口孝二君）

連番の14で、ページ数は93ページと思いますけど、この金額のですね、事業一覧表で見ますと205,282千円ですけど、こっちの予算書で見ますと203,120千円となっていますけど、これはどのように違うんですかね。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

主要事業のほうで本年度が205,282千円というふうになって、予算書のほうが203,120千円の違いという御質問だと思います。

これにつきましては、主要事業一覧表を作成するときには1つの事業の固まりの形で、事業名の固まりの形で作成いたしますので、予算書で申し上げますと、今、93ページのほうで203,120千円とあります。これに92ページの19節の負担金補助及び交付金の中の下から2つ目と3つ目なんですけれども、障害者自立支援通所サービス等利用促進事業費補助金1,050千円とございます。その次の下に障害者自立支援新体系定着支援事業費補助金1,112千円というのがあります。この1,050千円と1,112千円と御質問の障害者自立支援給付費203,120千円を足した数字が主要事業一覧表にある205,282千円とございます。

先ほど財政課長からもありましたように、各細目ごとの予算がありますので、予算書にはこういう形で出てきますけれども、主要事業一覧表については、その事業のトータルがわかりやすいような表示をさせていただいております。

以上でございます。

○2番（江口孝二君）

私は新人でもあるけん、私だけかもしれませんが、こういうふうに書かれていたら、さっきの質問じゃないですけど、非常にわかりにくくて、そっちのほうにばかり目が行くんですよね。だから、そこら辺はもっと、さっきの質問じゃないですけど、まとめてですね、別枠でもいいですから、これとこれとこれですよということを書いてもらったほうがよりわかりやすくなると思いますが、そこら辺は考慮してもらえますでしょうか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

確かにそういうわかりづらい点がございますので、今後、説明欄については、事業費の内訳という形でなるべくわかりやすい、書ける範囲で説明をさせていただきたいなというふう

に思います。

○6番（平古場公子君）

主要事業の連番22、予算書の101ページの母子家庭医療費の件でちょっとお尋ねしますが、年々、母子家庭、父子家庭がふえているのは非常に残念ですけど、今年度の217人のうち、母89名、子128名と記載してありますけど、これは母、子とも医療の補助対象になるのでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

母、子とも医療費の助成対象になります。

○6番（平古場公子君）

そしたら、これは母親の所得とかは関係はないということですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

児童扶養手当の所得制限というのがありますが、この児童扶養手当の所得制限と同じ所得制限がございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

予算書の95ページ、食の自立支援事業委託料となっておりますが、食の自立というのはどういうことか、そして対象者はだれなのかお尋ねします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

食の自立支援事業につきましては、しおさい館で西日本フードさんで給食をつくっていただいていますけれども、そこの配食サービスを希望される方に配食のサービスを行っている事業でございます。

対象者は、ひとり暮らし等々で食事を1人でつくるのができないという申請に基づいて行っている事業でございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

いや、食の自立というのはどういうことかというのが一番最初に聞いたわけですよ。その事業と書いてありますので、食の自立というのはどういうことかというのを説明してもらわんと、一緒に会食するだけが食の自立とみんな理解し切らんですね。

食の自立というのはどういうことなのか、そしてそこに来て弁当を食べた老人がうちに帰って自分で食事ができるようにするのが自立なのか、そこら辺が食の自立、しかも、金も結構な予算を組んでありますので、そのところを、自立を促すための事業なのか、ひとり寂しく食べよらす人に一緒に来てもらって、そこでなっとん食わしゅうかというごたる事業な

のか、そこら辺をしっかりと答弁してもらわんと、これはちょっとわかりにくいですよ。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

食の自立支援事業については、介護予防事業の2次予防事業の一つでございまして、介護状態になる可能性があるひとり暮らしあたりで食事を一人でつくるのが大変だと、無理だというような方ですね、ひとり住まいの方、そういう方たちに昼と夜の配食サービスをする事業でございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

主要事業の連番の17番ですけど、今回も放課後児童健全育成事業の中で対象者が小学校の低学年となっておるとばってんが、この前もちょっとそういう話をしたと思うんですけど、できれば4年生、5年生の中でも、今、子供が少ないし、どうしても放課後にかたりたいとか、クラブに入れない子供とかいます。その中で、何とか放課後に4年生、5年生の子供たちも一緒に過ごしたいという子供がおれば見てもらえることができないかというふうな話も私のところにも来ているんですけど、そこら辺は幾らかでもまだ幅があるもんですかどうですか、そこら辺をお尋ねいたします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

放課後児童健全育成事業ということで、放課後児童クラブを今現在実施しておりますが、これは国、県の事業でございまして、今現在、3年生までということの制度になっております。全国的にはそれを4年生、5年生、6年生まで延ばせればという議論が行われておりますが、今、制度的には3年生までという制度でございます。ですから、国等あたりでそういう議論が深まって高学年までとなって、国、県の補助事業等ができましたら、当然町としても考えていくべき問題かなと思っております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

言われていることは十分わかりますし、そこで、教育長の考えはどうでしょうか。太良町においても、幾らかでも町のほうでそういう部分も、国、県から外れた部分で町のほうとしても幾らかでも支援をやっていきたいとか、そういう指導をしていきたいとかという考えはないかをお尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

高学年まで広げるという御希望があるということは十分承知をしております。別途事業になりますけれども、週1回ではございますけれども、放課後子どもクラブの事業というのを

実施しております。しかし、これは週1でございますので、なかなかの毎日の放課後の対応にはなり切っていないというところがございますので、議員おっしゃるように、そういう高学年にも対応できるようになれば一番いいかなというふうに思いますけれども、今、町民福祉課長が申し上げますように、制度上は3年生までというふうになっているところがございますので、これを4年生から6年生まで広げるということは今の状況ではなかなか厳しいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

お尋ねしますが、主要事業一覧表7ページの連番35で、予算書の113ページになりますが、このリサイクルセンター整備事業、説明を見てもみますと、作業庫の増築工事というふうになっています。具体的にこれがどのような工事なのかの説明をお願いしたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回の17,000千円の予算計上ですけれども、現在、木造建屋がございますけれども、今、そこで缶の圧縮、アルミ等の圧縮を行っておりますけれども、その老朽化に伴う建てかえと、粗大ごみとして今出されておりますものの中にまだ十分リサイクルとして活用できる品物等もございます。一時的に保管できる場所の確保も行うということで、今回、現在ある屋根かけが2棟ありますけれども、その延長をですね、屋根を延ばしたいという工事でございます。

粗大ごみの収集を行い、放置まではしませんけど、処理を行うまでに数日間、または数週間かかります。その間、雨などに打たせてしまうと、リサイクルできる品物も解体作業等に時間がかかるし、リサイクルにも支障がございますので、また雨天時の作業を考えますと職員等の健康にも害を及ぼすのではないかとということで、今回の作業庫増築ということで17,000千円の予算を計上させてもらっておる状況です。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

これに関連することなのかと思いますが、連番32でゴミ収集運搬処分等業務委託料、前年度から比べて予算が上がっております。一番右の説明欄を見ますと、22年度の実績から23年度の見込み、24年度計画に至っては、だんだんトン数が減ってきている割には本年度で予算が上がっているというふうな感じがするわけですが——感じがするというか、そうになっているわけですが、これはこの下のリサイクルセンター整備事業の17,000千円の増築、ここでの仕事量がふえるということが関連しているわけですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

32のごみ収集運搬処分等業務委託料につきましては、今までリサイクル石けん等、それと

資源物の再生事業ということでリサイクルブロック等を会社の、ボランティアではございませんけれども、やっただいていたわけですよ。主にリサイクルの石けんですけれども。今回はこれを、かなりの評判がありまして、リサイクル石けん、EM菌も含めたところで、こっちからお願いするような形でつくってもらおうということで、年間に、そういったことで委託料を上げておるような状況です。

○3番（所賀 廣君）

そうしますと、連番33のこのリサイクル石鹸等製造委託料、ここに2,000千円上がっているわけですよ。それは先ほど課長が説明された文言の中に入っているような気がしますが、この2,000千円は先ほどの説明とは全然別の仕事だということですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

33のリサイクルブロック、石けんも含まれますけれども、上の32の委託料の中には……

○議長（末次利男君）

審議の途中ですけれども、暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前11時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほどの収集運搬処分等業務委託料につきましてですけれども、現在の従業員が緊急雇用で3名ほど雇用しておりましたけれども、それが今年度で切れますので、2名分をごみ収集運搬処分等業務委託料、それとリサイクル石鹸等製造委託料のほうで1名雇用する予定で計上させてもらっている状況です。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の98ページの13節の委託料のところで見陣館運営委託料、これが町内に2カ所あると思うんですけど、昨年が1,500千円で、ことし2,000千円になっております。道越の1カ所の経費なのか、油津のほうまで維持管理委託料が入っているのか、そこら辺の内訳と、子ども手当法改正に伴うシステム改修委託料、これが1,796千円。このシステム改修委託料の値段、内訳というてわからんでしょうけど、この値段をこれだけつけた——かかるのか、そこら辺の理由というですかね、そこら辺を。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

児童館運営委託料2,000千円につきましては、大浦児童館の指定管理の委託料でございます。

それと、子ども手当法改正に伴うシステム改修委託料につきましては、現在、太良町でRKKのコンピューターシステムをしております。その中の子ども手当の部分について、RKKのほうにシステム改修をお願いする形になります。その金額等についてはRKKから見積もりをいただいている分でございます。日本全国、この改正が必要なわけですが、RKKさんのお客さんであるいろんな市町村等の関係の改正費用を各市町村で分けて多分見積もりをされていると思っております。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

児童館は大浦児童館だけということですけど、油津の児童館跡地ですね、維持管理などは今現在どういうふうにしておられるのか。

そして、維持管理がここでは使っていないですけど、今後どういうふうな方向性を持っておられるのか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

油津児童館につきましては、シルバー人材センターのほうに年間を通して樹木の伐採とか草刈りとか、そういうのをお願いいたしております。それは児童福祉施設費の中でお願いをしております。次の100ページのところなんですけれども、100ページのところでお願いをいたしております。委託料で231千円と上がっておりますけれども、ここで油津児童遊園地の管理をお願いしております。

それと、油津児童館の今後の運営といいますか、考え方でございますが、今現在、ちょっと遊具等が非常に老朽化して危険な部分がありましたので、何カ所か撤去させていただいております。それと、あと山になっている部分ですね、あの部分も相当傷んでおりましたので、ちょっと修理をさせていただいております。

それで、今後の油津児童館の使い道等については、今のところは油津児童遊園地ということで遊び場ですけれども、実際、私も近くに住んでおるわけですけれども、年間通して、そう多くの方が御利用になっていないというのが現状であります。しかしながら、町有地として広い面積もありますし、太良嶽神社と隣接をしているというのもありますし、旧油津児童館の建物もまだ残っておりますので、その辺の有効活用といいますか、逆に、ほかの使い道はないのかどうか、その辺を十分ちょっと検討したいなというふうに思っておるわけですけれども、今、これとってこうしようというのは今のところ持ち合わせておりません。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

今のところは予定がないということですので、もしできれば、瀬戸の児童館のようにならないうちに、一気に取り壊すか、先々何か予定があれば別ですけど、今現在、非行の場にならないか、それとか建物も今のままではシロアリとかそういうものが来ないか、いろいろ危惧するわけですよ。できれば補修とかなんとか、そういうことを考えんで、遊具施設もですね。一気に更地にしてはどうかと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

面積も大分ありますし、できれば有効活用という案がいろんなところからお声が出てくれればぜひ検討をしたいと思っておりますが、今のところはあそこをこういう形で活用したいという希望もちょっと私どものほうには届いていませんし、町が新たなる何かを計画するときの用地に使うという計画も今のところ総合計画の中にも中期財政計画の中にも想定されておられませんので、一気に取り壊して広場にすると。広場にしても、じゃ、それを何に使うかということがありますので、その辺の将来設計を考えた上で取り壊すとか、既存の施設を有効利用するかということを考えていかなければいけない時期だなというふうには認識をしております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

99ページの節の20. 扶助費のところ、児童虐待等家庭内暴力被害者一時保護費ということで、一応金額的には大した金額じゃないんですが、これはだれが対応して、だれが保護をするのか。本人にとっては一生にかかわる大変大事なことだと思いますので、ちゃんとしっかり答えてください。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

この予算につきましては、児童虐待等でそういう御相談があつて、実際、緊急に一時的に暴力等を振るわれる方から切り離さなければならないというような御相談が町のほうにあった場合、そういう施設のほうにお願いをして、一時避難の費用として一応160千円ほどの予算を計上させていただいております。

その施設までの旅費とか宿泊費、あるいは食費とか、大体3日分ぐらいの経費を計算いたしまして、160千円ほどで一時的避難をしていただく予算を計上しているというところでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

いや、今度の原子力の事故じゃないんですが、やっぱりせつかくここに予算として上げているのであれば、想定外みたいな考え方で上げるんじゃないかと、よそはあっちこっちあつて、

これは潜伏して、表に出てくるものはある一部と思うんですが、どこにでもある、太良でも絶対起り得るということを前提として、せっかくこういう予算化するのなら考えて、そういう工程あたりもしっかり考えておかんと、いざそういうことがあってから、今みたいな答弁じゃ、そういうことがあったときにはこういうふうにしますというような、ただ漠然とした考えじゃなく、あったときには必ずこれは想定内ということで、せっかく予算に上げるのなら想定してしっかりやる時期と思うんですが、どうですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

緊急一時保護の支給要綱というのは、平成15年に要綱ができておりまして、今まで実績がございません。しかし、今、社会的にいろんな問題が惹起されて、全国的にもそういうお話がありますので、要綱等をつくって、発生した時点で対応をするという予算化だけをしておりますが、今、議員御指摘のとおり、その辺をシステムとして完全なものに、いつでも緊急に対応できるような形を検討して、住民の方が安心して相談できるような形をつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

先ほどの油津児童館の旧館、跡地ですね、これについては、今の課長の説明では今のところ計画はないと。そして、遊具あたりの老朽化によって整備をしてみたりなんかしよるということでございますけれども、これはあのままではちょっと遊園地としても使い勝手が悪いということじゃないかと思えます。それで、思い切ってこれは目的を決めて、その方向に一日も早くやるほうがいいんじゃないかならうかと。維持管理費といいますか、これはずっとかかるわけですからね。活用しておって維持管理費がかかるというのは当然のことですけれども、やっぱり使わんでおって金がかかるというのはどうかと思えますので、これは町長、ひとつ早急に検討していただいて、いつか申し上げたように、神社とのつながりというのはおかしいと思えますけれども、ちょうど神社の前にもなりますし、そこら辺を考えると、できるならば名称としては太良の中央公園でもいいじゃないですか。そういうふうにして、やっぱり活用できる、町民が楽しんで、それからまた車もそう入ってきませんから、安心した場所であろうというふうに思っております。できればそういう方向で町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

実はまだ公表はできませんけれども、町内の介護施設の方から、町内に在住の方から、あそこを何とか貸してほしいというふうな要望等々がございますね、正式に決定はしていませんけれども、その後、再度検証しながら出てくるということをお聞きしますから、その

結果次第では、そちらのほうにまた介護施設等々を計画される場合は皆さんたちにお諮りをして、もしも立地条件としてでけんという場合は、またそういうふうなことで別途で計画をしていきたいというふうに思っております。今、結果待ちです。

以上です。

○12番（下平力人君）

あそこの平米数、面積はどのくらいありますか、課長。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

申しわけございません。今、手元に資料がございません。申しわけございません。後ほど調べて御報告ということでよろしいでしょうか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

済みません。

○10番（久保繁幸君）

衛生費の109ページ、委託料の火葬場指定管理委託料、まずはこの管理委託料の300千円くらいのアップの理由をお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

1年間、新火葬場で実施しましたところ、電気料の不足により今回300千円ほど増額させてもらっている状況です。

○10番（久保繁幸君）

先ほどオープンしてから1年間ということですが、その焼却に対してのトラブル、また町民の皆様方からのいろいろな意見等々は今出ていませんか。もう1年たっておりますので、スムーズに、完全にとということではないと思いますけど、何かあってはいないですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

昨年の4月からオープンしまして、やはり最初は新火葬炉ということで、クリーンセンターのほうに委託をしておりますけれども、従業員もかなり手間取ったというような経過がございます。時間がちょっと、玄関から火葬炉までの台車の都合とか、そういった操作等の幾らかの手間はかかっておりましたけれども、現在、1年たちますけれども、今のところ順調にお客さんの苦情等も私たちのほうには全く報告も聞いておりませんし、私たちがトラブルで火葬場のほうに行くということも今のところはございません。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

1年間でトラブルがないということは非常にいいことだと思うんですが、今、動物も一緒に焼却するようになっておりますが、動物が町内外の分で何体ぐらいの処分をされたのか。

それからもう1つ、ここに火葬場のところで——よかです。それを何体ぐらい動物的に焼

却され、それを町内外の分がどれだけやったのか、それで動物を焼却されて町負担がどれだけになるのかお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

動物の火葬につきましては26体、町内21体、町外5体になっております。

金額につきましては、この数字につきましては2月末ですので、収入額が682千円になっておりますけれども、これの町の負担が幾らかというのはまだ出しておりません。（「赤字ですか、黒字ですか」と呼ぶ者あり）

3月までしてから、赤字か黒字かは出ると思います。

○11番（坂口久信君）

主要事業一覧表の7ページのリサイクル石鹸等製造委託料に2,000千円ついておりますけれども、これは石けんとかブロックとか、非常に要望があるからというようなことでされておりますけれども、このつくった後の品物の販売、そしてその金額についてはどのようにされるのか。そして、石けんあたりは、例えば、婦人会等でも結構リサイクル石けんあたりをつくったりなんかしよらしたと思うんですけども、今どがんふうにされておられるのかわかりませんが、そういう石けんの販売とかブロックの販売あたりができたとき、その取り扱いについてはどういう考えですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

まず、ブロックにつきましては、現在のところで販売する予定などはございません。あくまでもブロックをつくりまして、陶器とかの再利用というような形でクリーンセンターのほうでつくりまして、現在使っておりますのは火葬場ですね。火葬場にかなりの数を使っております。そういったところで、官公庁関係から要望があった場合にはそういった――今回の大浦小学校にも幾らかは使ってもらえるということで、その分も作製はしております。

それと、石けんにつきましても、これはほとんど販売はいたしません。前は大浦地区の婦人会の方と同時進行ではございませんけれども、クリーンセンターのほうでおつくりして婦人会のほうにお持ち帰りいただくとか、婦人会のほうで配ってもらう。現在では小学校、中学校、そういった小学校4年生ぐらいの子供がクリーンセンターの見学とか勉強の一環として来ているときもございますので、そういったときには持たせて帰るといったことで利用しているような状況です。

○11番（坂口久信君）

あくまでもこのブロックと石けんについては全く販売がないと。それが果たして、町民の皆さんに配るとやっけんが悪うはなかかなと思うけれども、やっぱりこの前、視察に行ったときも、ブロックあたりもそがん余計できるような状況じゃありませんでしたけれども、最

終的には一生ずっとかかわっていくわけやろうけんがさ、かかわってつくっていくわけですね。在庫はどんどんたまるわけね。

例えば、幾らよかあれでも、その処分に——今度は小学校とかなんとか、火葬場とかいろいろ使われたけん、よかでしょうけれども、今後、後の利用について、全く販売も考えない、石けんについてもほとんど配布するというような格好で、町民サービスといえサービス、2,000千円が高いのか安いのか、それはいろんな考え方があると思いますけれども、それをそのままやっていくような状況というか、計画性が全くなかというかな。そいけん、何というかな、つくった分は全部町民にサービスしますというならサービスしますで、徹底してびしゃっとそこを決めるとか、そがんしたとき、その後がね、やっぱり幾らかでも、例えば、これをするによって少しでもやっぱりクリーンセンターの収益にしる町の収益にしる、そうなるような状況ばつくっていくかんぎといかんとやなかかなと私は思うとばってんが。毎年、例えば2,000千円なら2,000千円つけていくわけやろうけんが、その辺はどがん考えるとかな。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほどの現在のところでは販売する予定はありませんけれども、今、議員言われるようなことも含めて、リサイクルブロックをつくり始めのころは個人の方からも、あそこで見られた方が幾らか譲ってもらえないかというようなお話も聞いておりますので、そういった反響があれば販売するような方向にもまた考えたいとは思っています。

以上です。

○11番（坂口久信君）

これはやっぱりせっかくだいい事業やけん、事業は事業として、今後についてはやっぱりある程度の計画性を持って、今まではそれでよかったかもしれん。これを今後長く続けるとなら、やっぱり計画性を持って、少しでもその事業が成り立つように、収益が上がるようにしていくことが私はよかと思うし、ぜひともそういう計画も練って、クリーンセンターと話をしながらでも、町もかかわったならかかわるようにして、やっぱりいいものはそれなりの価値があるわけやっけんが、そういうところはやっぱりびしゃっとしていつてもらいたかと思えます。よろしく。

○8番（川下武則君）

関連ですけど、この前、議員で研修に行ったときに、いろんな使い勝手がいいというか、まだ使えるような品物があつたばってん、そういう品物は別にどこかに置いておって展示して、それこそ今、坂口議員が言うたような、そういうふうにして再利用といいますか、ただつぶすだけじゃなくて、そうやって使うような考えといいますか、この前も骨とう品も含めて、まだ使える皿とかいろんな部分があつたんですね。そういう部分をもし使える方がいた

らという、半年に一遍でも3カ月に一遍でも、そういうふうなセールスじゃないですけど、そういうのも考えてはいかがかなと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほど所賀議員のリサイクルセンター整備事業の中で答弁しましたように、まだ十分リサイクル、活用できるという商品がございますので、そういった部分を一時保管できる場所も確保したいということで答弁いたしました。その意味につきましても、今、議員言われるような再利用でもいいから使わせてくれ、欲しいと言われる方があれば提供したいとは考えております。

以上です。

○6番（平古場公子君）

石けんのことでちょっとお尋ねしますが、井本知事の時代に漁協のほうに来られたときに、石けんを手でつくっているということで石けんをつくる機械を要請したら買っていただきました。杉崎町長の時代だったと思います。その機械をまだいまだに使っておられるということですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

はい、その機械をまだ使っているような状況です。

○6番（平古場公子君）

漁協婦人部では石けんをつくって、牛乳パック1杯100円で販売をしました。飛ぶように売れました。しかし、漁協婦人部もちょっと人数が減って、今はもうしていませんけど、ぜひそういうことで販売にもちょっと力を入れたらいいなと思います。答弁は要りません。

○1番（田川 浩君）

済みません、主要事業の8番と9番になりますけど、計画策定について2点上がっております。障害者計画策定ということと地域福祉計画策定、これについて簡単に結構ですので、期間が平成24年度から31年度という8年間、これを8年間で立てるものなのかということも含めまして、ちょっと説明をお願いします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

地域福祉計画、障害者福祉計画とも計画の期間は、町のマスタープランが31年度までということで、一応マスタープランを反映した形での計画書づくりが必要ですので、それに合わせて8年間のスパンの計画を今年度中に策定したいと思っております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

委員報償費ということでおのおの上がっていますけど、おのおの委員の人数は何名程度を考えておられますでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

一応それぞれ地域福祉計画及び障害者の長期の計画策定につきましては、今現在の要綱がございまして、今現在の要綱をそのまま使う——一応予定は使うんですけれども、若干変更すべきときは変更したいと思っておりますけれども、地域福祉計画のほうが16名です。障害者長期計画のほうが15名の予定をしております。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の90ページの19節、負担金補助及び交付金、ここの項目全般に関連すると思うんですけど、多良のほうで保育園が2カ所、大浦が児童館1カ所、幼稚園1カ所、保育園1カ所あると思うんですけど、ここで保育所地域活動事業費補助金とか、そういうのを組んでありますけど、今、よその町とかで聞くんですけど、ネグレクトというんですかね、子供たちの世話を完全にしないまま保育所、あるいは幼稚園に行かせるという、そういう把握はしておりますか。

○議長（末次利男君）

ページ数を言ってください。

○9番（見陣泰幸君）

ああ、99ページです。済みません。99ページの19節の負担金補助及び交付金、そこ全般に関連すると思うんですけど。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

済みません、99ページを今開きましたので、済みませんけれども、もう一回御質問をよかでしょうか。

○9番（見陣泰幸君）

申しわけありません。そしたら、99ページの19節、負担金補助及び交付金、そこら辺の全般に関連してですけど、その中にも保育所地域活動事業費補助金とかいろいろ組んでありますけど、今、保育所、多良では2カ所ですね。大浦では児童館、幼稚園、保育園ありますけど、その中で、保育園園児に対する父兄の対応ですね。例えば、よその市町村でちょっと聞いたとですけど、服を着がえさせないとか、パンツを洗わないまま保育園に出すとか、そういう問題を聞くんですけど、太良町内の保育所関係ではそういうことがありますか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今現在、私どものところにそういう事例の御相談等は、私には直接入っていません。大浦

児童館のほうに、昨年やったですかね、里帰りか何かされている子供を一時的に預かった子供さんにそういう方が1人おられたということで御相談を受けましたけれども、保育所等あたりで私どものほうに直接御相談は今のところございません。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

地域活動に関する補助金が出ておりますけど、そこら辺、話が出たときに、行政の対応としてはどういうふうな対応をされたのか。そのままで行くのか、そこら辺の考え方をちょっと。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

幸いにして、そういう事例は太良町で起こっているという情報はございませんが、そういう事例の場合は県の児童相談所あたりと連絡をとって、専門の方のアドバイスをいただきながら、その子供さんをどういうふうな形で、隔離しなくちゃいけないのか、逆に親御さんの指導をしなければならないのかということで、県の機関がございますので、そういうところと相談しながら対応をしていくという形になると思います。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

民生費の96ページ、委託料、ここに麻雀教室というのが上がっております。昨年から倍額になっておりますが、どういう方がやっておられるのか、また目的は何なのか、それで結果はどうなのかということと、またその中で、その金額のみの144千円、書道教室事業委託料が削除されていますよね。昨今、パソコンの時代の中にあって字を書くのが少なくなったり計算するのが少なくなったり、今、珠算、書道等が復活しつつありますが、その辺の削除の理由とそのマージャン教室の目的、結果、どういう方がやっておられるのかお尋ねいたします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

各種事業委託については、介護保険法の中の1次予防ということで、一般の65歳以上の高齢者が、特に介護になる予備軍じゃございませんけれども、一般の65歳以上の方ができるだけ頭を使って介護保険の対象になるということを防ぐ意味合いのいろんなメニューがございます。3B体操とか筋力アップとか、その中の1つの中の麻雀教室で、非常にマージャンというのも頭の刺激になるということで、実際参加したいという方がふえておるといってお話を聞きしております。

それで、書道教室につきましては、書道教室の分の予算が麻雀教室に移動している形になっておるわけですが、書道教室の講師の方がどうしても見つからないということで、書道教室はできなくなったと。24年度にできないと。そのかわり、麻雀教室に通いたいとい

うお年寄りの希望があったもんですから、麻雀教室の増額という形にさせていただいております。

どういう方が参加されているといいますと、マージャンを初めてされる方もおろうし、好きな方もおろうし、目的としては介護予防の事業でございます。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

いいことと思うんですが、倍額になったということは、それだけ人数がふえたということですかね。それで、どこでやっておられるんですか。また、もしかしたら、かけごとではなかでしょうかね。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

しおさい館でなさっております。それで、希望者がふえたということで、書道教室の部分ができないということで、麻雀教室に予算を回したいというふうに希望がありましたので、予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

書道の先生が見つからないということは何ですかね。町内には段を持っておられる方は大分いらっしゃると思うんですよ。名前を言っちゃいかなんでしょうけど、いろいろな方がいらっしゃると思います。見つけていただければいらっしゃるかと思うんですが、金にならないからですかね。その辺、お伺いします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

社会福祉協議会でお願いをしておるわけですが、結果的に見つけれないということで、開けませんという御返事がありました。

それで、書道の免許を持っている方はたくさん町内にもおられます。私の近くの人もたくさんおられますけれども、それぞれ教室をされている方もおられますし、段は持っているけれども、師範の免許を持っているけれども、そこまで責任持って日々通ってやろうという人はそう多くないと思いますので、結果的に社協として見つけれなかったということで予算を回したということでございます。御理解をお願いいたします。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、次に、第5款．労働費、114ページから第7款．商工費、135ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○5番（山口 巖君）

予算主要事業の連番36ですかね、有害鳥獣被害防止対策費補助金、これは新規、こういう

ふうになっております。予算も相当ついているようでございます。ということは、この前、今村代議士のときもこのイノシシの話が出たところでございますが、鳥獣保護法というのが5年に一遍の見直しがあるということで、わな特区というのが今までずっとあったわけですが、また保護法の見直しで、わな特区の見直しも大きく変わったというような話を聞いております。それに対して大きく変わった一つの要素としては、市町村が計画を練って、そして申請するように今年度はなると、こう聞いておりますが、準備のほど、そしてそれがどういう事業なのか、もう少し詳しくお知らせ願えればと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

先ほど山口議員のほうからお話があった件は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業と言われるものでございます。それは国の事業ですが、連番36で上げておりますのは、国の交付金事業の採択条件にのらない部分を24年度の1年間で町の単独事業というようなことで取り組む有害鳥獣被害防止対策事業でございます。

○5番（山口 巖君）

鳥獣被害防止総合対策交付金95億円、国が新しくつけた予算かと思いますが、これがなかなか今までのわな特区は以前からあったわけですが、100未満の97ぐらいですかね、全国でそのくらいの組織しかなかも取り組まなかったという、ちょっともどかしい条件が入っておりました。今回はわな特区というのが一番目新しく変わったのが、猟の許可を持った人が1人おって、あと補助の人たちがそれを手助けしていくというような、これは県のほうから送ってきたんですけれども、ルールでいえば、ちょっとわかりやすく言えば、わなを設置するときには猟の許可を持った人と補助の人でしなくちゃいけない。あとの見回りとかいろいろなことは補助、許可を持たない人もできる。そして最後の、我々は専門用語でさしと言うんですけど、最後のさしの場合は免許の許可を持った人と一緒にせにゃいけないと、こういうようになっております。その空間が物すごく余裕ができたような格好のルールになっております。

それで、どうしてこれをなかなかどこもやらないのかというと、やはり今までの従来の猟友会と被害を受けている農家との兼ね合いというか、なかなか話ができなかったというのが大きな原因で、取り組みがなかなか進まなかったという反省のもとに、このわな特区が新しくまた見直されたということでございます。

そういった場合は、やはり太良町もこれだけの被害であるし、このくらいのある程度の農家も猟の免許を持った人もいるし、猟友会の人もたくさんいることですから、どうしたら取り組みやすいかぐらいの検討に入る余地はあるんじゃないかと思うわけですね。それで、大体どこもやっているのが、わなを持った人を主体に、それと農家の協力者、そして行政の指導あたりして、被害対策実施隊というようなグループを立ち上げ、それで申請を起こして

補助金をもらおうと、こういう格好のところが今度のわな特区なんですよ。

だから、ただ、それとは別に、通らないからじゃなくて、どうしてわな特区が太良町に通らないのかというのがわかりますか。ちょっと今の説明でわかりませんか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当然町内においても、生産組合等を通じまして、各地区にわなの免許を取りませんかというようにしておつなぎをいたしておるところでございます。

他方、猟友会がございますが、猟友会の方も高齢化をされております。猟の資格というんですか、免許を取得するには、昨今のいろいろ事件等がございます、大変厳しいというように新規に取る人が少なく、猟友会の後継者も若干不足をいたしております。そういうことで、なかなかわな特区に向けた取り組みといたしまししょうか、町内の環境には厳しいものがあると思いますが、数日中に猟友会の総会等がございますので、その辺も生産組合長会議等々でおつなぎをしていきながら、わな特区に向けた取り組みといたしますか、計画を進めていければと考えております。

以上でございます。

○5番（山口 巖君）

ちょっと勘違いされているようですが、見えますかね。（資料を示す）これがちょっと図でかいたわな特区の簡単なところです。ということは、白いこの人がわなの免許を持っていれば、あとこの人は、ただこの人の講習でわなの手助けができると、こういう格好のところが今度新しくできたわな特区なんです。だから、今まで免許切りかえ、そしてまた猟友会に加入というぎ何万円というお金を農家の人たちが払って、イノシシとか有害鳥獣をとっていたわけですけども、今、地域に1人か、2地域に1人許可を持っておる人がいたらこういうことができるということで、もっと経費が安く済むというような問題なんですよ。

だから、一番問題なのは、猟の許可を持っている人の協力をもらい切るのか、いや、私たちはそういうことには賛成できないというような格好で今まで全国なかなか進んでこなかったというのが現状ですので、必ずしも太良町ができないとかできるじゃなくて、もう少しこういう小さな町ですから、かえってよそのような大きい市町村でもないし、猟友会の人たちも顔見知りが多かし、農家の人たちと一緒に今までとったという経歴もありますから、意外とこれは簡単に進むんじゃないかと思えます。

要するに言いたいのは、被害対策のチームを立ち上げて、そのチームの活動内容を明記して、市町村が県に申請すれば補助金がおりてくる。97億円から幾ら来るかわかりませんが、それがまた新しいこのわな特区の事業なんですよ。だから、そっちのほうも幾らか使っていたかかないと、御存じだと思いますけれども、なかなか私たちのところも、この前、ある程度のイノシシも捕獲をしたということで、数字的には400頭と出たんですけど、正式には380頭

ぐらいかなと思うんですけど、数字は全部の人がおおっと見るわけですよ。しかし、そしたら、その間に、約9年間ですかね、幾らの経費を突っ込んだかと調べてみなさいということは今地区にも言っているんですけど、相当の経費をやっぱり費やしてやっておりますので、やはりこういう事業はなるべく——これは項目によって違いますけれども、大きいので8割の補助も来る事業でありますので、その辺をもう少し詳しく調べて、そして町がやるんだと腹をくくればこれはできる組織じゃないかと、こう思うわけですがけれども、その辺をどうですか。町長、いま一度その辺。ちょうど社務所で少しだけ今村代議士が話されたと思うんですけども、これはあの事業なんですよ。

○町長（岩島正昭君）

確かにイノシシの被害というのは、1次産業を主体にどんどん被害が広がっている状況の中で、役所もそうでしょうけれども、まずは1次産業の農作物が荒らされるということですから、JAがもっとそういうふうなこういう事業があるということで、どんどん行政のほうに声かけをしていただいて、やっぱりJAと一体となってやらんことには、行政だけやってもですね。そいけん、できるだけ農協のほうも、生産組合と担当課長が言っていますけれども、そこら付近からどんどん声を上げて、そんなら一緒にやって、猟友会等ともお話をしてやろうじゃなかかというふうな、まず立ち上げをやっていかにやいかんと思います。

担当課長が言っていましたけれども、幸い今度、猟友会の総会がございますから、そこら付近と生産組合長に役所のほうから投げかけていきたいというように思っております。

○12番（下平力人君）

今の関連ですけれども、有害鳥獣から農作物を守ると、被害を防止するというところで、対象事業として、電さくとワイヤーメッシュですか、こういうふうになっておりますけれども、やっぱり設置しやすいというのはどっちなのか。それとまた、金銭的に高い安いというのはあると思いますから、どっちのほうが割合安いのか。そして、やっぱり基本的には、山口議員が言われるように、捕獲をせんと、防止だけではどうしようもないと。先には進まんわけですから、そこら辺も徹底した、いわゆる今の町長の話のように農協とタイアップしながら、やっぱり一頭でも多く捕獲をすると。そういうことによって、農業をしている人たちの安心感、やっぱり規模的に小さいというようなところは電さくとかワイヤーメッシュあたりを使えないという人もおるわけですから、ですから、大きくしている人たちのためだけでなく、やっぱり小さな耕作をしている人たちにも恩恵が、安易にできるような、いわゆる体制づくりといいましょうか、こういうのをこれからはやっぱり考えていっていただきたいなというふうに思います。

そこら辺の違い等について、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、1点目の設置しやすいのはどちらかという御質問でございますが、ワイヤーメッシュと電気牧さくとありますが、設置については電気牧さくのほうが設置をしやすいという状況でございます。ただ、電気牧さくについては、夏場は雑草が下からどんどん生えてきますので、その電気牧さくの電線に雑草が触れると、そこから放電をして電圧が下がるというようなこととなりますので、除草ですね、草払い等がありますので、夏場の管理が大変だという状況でございます。

それから、値段的にはどうかという御質問でございますが、電気牧さくのほうが200メートル1セット60千円でございます。ワイヤーメッシュにつきましては130メートルが1セットで200千円という、これは材料費でございます。材料費の補助でございますので、材料費でございます。

そういうことで、今後、要望等があれば、各地区にワイヤーメッシュ、あるいは電気牧さくの設置を町単で進めていきたいと考えております。

なお、これは受益戸数が1戸というようなことで、国の先ほど申しました鳥獣被害防止総合対策交付金事業の1地区3戸以上より大分やわらかく設定をいたしておりますので、活用をしていただければと考えております。

こちらはソフトのイノシシから守るといような事業でございます。先ほど山口議員からお話がありましたが、猟の免許を持っている方と、その補助員の方、そういうチームといえますか、グループもきちんと整備をいたしまして、守るほうと攻めるほうと両面から取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

そしたら、電気牧さくのほうが安易にやりやすいというような話でございますけれども、推進としては、いわゆる規模としてどのくらいの割合なのか、ワイヤーメッシュあたりと比べたときにですよ。その比率あたりはなかなか統計的にはわかりにくいと思いますが、一応わかれば何割ぐらいがこうだと、何割ぐらいがワイヤーメッシュだというようなこと等をお聞かせ願いたいと思いますが。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

24年度の当初予算での計画といたしましては、電気牧さくが150セット、150反ですね。それから、ワイヤーメッシュが20セット、20反、ですから2町ですかね。そういう計画で進めていこうかなと考えているところでございます。

○12番（下平力人君）

今年度は政府で計画されておると思いますが、過去において、この二、三年ぐらいの間、区の状況はどうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

23年度は、大川内地区が過去に集落の半分程度ワイヤーメッシュが済んでおりましたので、その残りを全部囲むということで事業を実施いたしております。あとは、各自農家さんに尋ねると、面積の小さいところは自分たちで電気牧さくで、田で田んぼですが、囲んでいるところが何か所かあるようでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

午前中に引き続き、直ちに会議を開きます。

次の第5款、労働費、114ページから第7款、商工費、135ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

主要事業の11ページを見てみますと、連番61、62、それぞれなんですけど、この説明を見ましたときに佐賀県緊急雇用創出基金事業とあります。

この緊急雇用対策というのは23年度で一たん打ち切られたような認識でありますが、これはまた新たに24年度から設けられた事業なのか、これがまた2カ年ないし3カ年続く事業なのかをお尋ねしたいと思います。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

緊急雇用対策事業については一応23年度までということになっておりましたけども、国の第3次補正予算の交付事業で24年度まで緊急雇用創出事業が一部継続になったということで、太良町においてもその事業費の割り当てがありましたので、約38,000千円程度の事業費の割り当てがありましたので、その事業を実施するということで、今回9事業、今先ほど言われた連番の61と62もこの事業の中の一部の事業ということで今年度実施をする、24年度実施をするようにしております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

そうしますと、これは今商工振興費、2つ、それぞれ太良町商工会というふうになっておりますが、それだけじゃなくて、例えば、学校教育課だとか振り分けがなされていると思

ます。この振り分けというのは執行部のほうで、じゃあこれとこれに割り当てようというふうに計画されたわけなんですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

この事業については、各課に緊急雇用でできる事業はないかということでお問い合わせをして、各課から事業提出があった部分について、最終的にヒアリングを行って、できる事業、これ以上の事業は出てきましたけども、最終的にはこれだけの9事業におさまったという感じですよ。

○3番（所賀 廣君）

それでは、この61番と62番、それぞれ国県支出金ということで、同じ商工会に各1名ずつ3,157千円と3,167千円、この10千円という違いが何なのか、作業内容が違うのか。

それと、この61番を見てみますと、6次産業化に向けた研修等を実施するというふうになっております。これは前話がありました第4選果場跡地に「6次産業に向けた」というふうな文言でのスタートもあったかと思えます。そこにも研修等に参加されるのかなというふうな感じがしておりますが、そう考えましたときに、連番64で観光案内所の管理事業ということであってあります。これには緊急雇用の予算が含まれていないわけですが、ここでは一般財源から2,087千円というふうになっているわけです。

各課の話し合いの中でなされたという今の説明ですが、ここも同じにタイアップとして考えて、観光業あるいは商工業一体となって考えるとしたときには、ここもこの緊急雇用というふうなことで予算をもう少しつけて、この二百何万じゃなくてやる必要があったような気がいたしますが、そこはどうかお考えになりますか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず最初の10千円の違いというのが、人件費等については一緒なんですけども、人件費は2分の1以上事業実施に使わなくちゃいけないというのでありますので、そのほかにそれと伴う事業費がありますので、その事業費をそれぞれ積算して出してもらった関係上、最終的に10千円の差が出たというだけです。

中身については、それぞれの事業によって使う経費が違いますので、それぞれを積み上げた形が最終的に2分の1以内におさめるということで10千円の差が出たということだけ御理解を願いたいと思っております。

それと、この緊急雇用事業については1年間の経過措置ということでありますので、これはもう1年限りはこの事業を使っていいということで、3月11日以降の震災以降で雇用が切れたりした人とか、そういう人たちを継続雇用するとかいうのがありますので、新たな事業とかいうのが大まかな対象になってくるかということになっております。

それで、道の駅の観光案内所については今後も継続していくということで考えておりますので、1年限りの事業をこちらのほうで使って、財源が38,000千円しかありませんでしたので、その分をそちらのほうを使って、緊急雇用にはこの2つの事業を使って、そして企画のほうではもう1つ空き家バンクがありましたので、その3つの事業を使わせていただきましたけども、こういう道の駅の観光案内所については継続してする事業ということで、今年度から一般財源ということで予算を計上しております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

緊急雇用対策のことですけど、連番の38、40、54、56、まあ61と62は今説明があったと思いますので。これが金額の面で一番高いところと安いところ、高いところが3,000千円台、安いところが1,000千円台と、この差をつけるのに当たって、今言われた半額が人件費、事業費言われましたけど、これは各事業所から出された金額をそのまま受けとめて振り分けたのか、それとも金額もある程度行政が中に入って話し合いのもとに金額を決められたのか。

それと、38と40に一般財源から千円というふうに書いてありますけど、これは何か意味があるのか、質問します。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず先ほどの最後の連番39と40に一般財源から千円ずつ予算措置がなされているのはどうしてかという御質問でございますが、国県支出金等につきましては、例えば、39の3,774千円予算措置をしておりますが、それを1円でも、きちっとこの金額でおさまればよろしいんですが、なかなかその事務費等を購入した場合には端数が出ますので、3,774千円を1円でも超えれば事業としては実施済みというようなこととなりますので、調整用といたしまして最低限の1千円というようなことをお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○企画商工課長（岡 靖則君）

緊急雇用事業の各事業については、それぞれの担当課が事業実施主体と協議をしながら、内容等を検証し、今回の予算を計上している状況でございますので、それぞれについては担当課から説明があるかと思っております。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

それでは、農林水産課所管の緊急雇用について御説明をいたします。

各事業所とも前年度に引き続きぜひ実施をしてくださいという御要望がございました。役場内の協議の際には、金銭的に減額になっておりましたので当然調整が必要となっております。

そういうことで、以前は7名のところを連番40でいきますと3名に減額をしたり、2名の

ところを——39ですか、1名に人数を減らして、事業費の調整を図って今回こういうふうにしてお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

この金額について、安いところで1,210千円、バラ干しのところが1,210千円、39、40あたりが3,000千円以上、この違いを、やっぱり事業所からこういう事業をやりますよという、そういうもとで出てきた金額だと思うんですけど、その中で行政が何もタッチしない、やっぱりこの事業をどういうふうな事業をするのか、事業内容あたりもちゃんと把握されているんでしょう、どうですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

事業内容等については、農林水産課の場合には内容等調査をいたしまして、きちんと把握をしているところでございます。

○9番（見陣泰幸君）

事業の種類については各事業所いろいろありましようからわかりますけど、この日当も半額と先ほど説明もろうたと思うんですけど、日当もこういうふうな差が出てくるのかですね、同じ緊急雇用対策の事業費を使って、金額を振り分けるときにですよ。そこら辺はどうなんですか、日当もやっぱりこういうふうな差が出てくるんですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

日当につきましては、月給とか日額とかいろいろございますが、なるべくそういう人件費ですか、その分については差がないように配慮をしたところでございます。

○5番（山口 巖君）

同じく農林水産課長に質問ですが、連番37、新規就農者支援事業、これについてちょっと質問したいと思います。

実はここに予算等が上がっております。9,100千円ですかね、この事業というのはいもう事業が進んでいるというか、雇用を行っているときの予算という意味ですか、24年度の予算ということになりますか、まずそれをひとつお願いいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

この予算というのは、平成24年度中に新規就農の経営開始型ということで、独立自営の就農をされる方を見込んで上げておる予算でございます。

○5番（山口 巖君）

ということは、見込んでということであって、まだ決定じゃないということですか、その新規就農者が来ていないということですか。——いや、まとめてお願いします。ということ

は、今太良町に新規就農者を採用しているのは畜産とワサビと2件かなと、こう思うわけですが、その人たちのとはまた別の事業ということになるわけですかね。

それと24年度、今度の事業というのをこうして見てみますと、今までのとは補正で組んでやっているんですけど、24年度はまた4月に新しく採用をいたすというような格好の文書が参っているところですが、その4月の採用というのをどういうふうな格好で農林水産課は受け付けをするような格好になるわけですか、その一応2点。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

ここで言う新規就農とは、純然たる自分が独立して自営の就農を行う人のことを指しております。具体的に申しますと、独立自営就農時の年齢が原則45歳未満であること。それから独立自営就農であること。みずから農地を所有して、それから本人名義の通帳があり、売り上げや経費の支出などの経営収支をみずからの通帳、帳簿で管理をするというようなことが主なところでございます。このほかにも幾らかございます。

それから、先ほど言われました従前、今までの新規就農ですね、例えば、一番多いタイプでは農業法人、そういうところに職員として採用されている方を新規就農と言いますが、それとはもう完全に別でございます。

ですから、その4月から採用というのは、新規就農で農業法人等々に就職をされる方々だと思いますが、それとはまた別個でございます。農のプランというのを作成いたしまして、その中に上げなければならないと。それから当初予算で計上をしておかなければいけないというようなことで、今回こういうふうに予算計上をさせていただいております。ちなみに、対象者等、多分見込みですが、6名程度を見込んでおります。

以上でございます。

○5番（山口 厳君）

そしたら、ちょっと私の勘違いかなと思います。ということは、ちょっと一般質問のときに農業者が1,200千円、最高で2年間するような事業があるという質問を課長が答弁をされたのをちょっと聞いておったので、その事業かなとこうしたところであります。その事業もまた新しく始まることだと思いますけども、いろいろなその人、そういう新規就農者を指導すると言うんですかね、格好で2年間か1年雇用をするわけですが、そういうときの内容とか、その採用の仕方とかという、その説明書とか、そういう格好のとはそっちのほうで用意できているということになりますか。

それともう1つは、その私がもらっているのは「農の雇用事業」ということで普及所からもらったんですけども、24年度第1回目を4月中旬に採用する。募集するというような格好の内容になっております。そういう事業が私たち太良町の農家に通用するような事業なのか、課長が言うように一番優先順位としては法人が優先するんだというような、この文言になっ

ております。

次が、やはり個人でもいいけれども、指導者としての講習を年に1回受けにゃいかんとか、こういうふうないろいろなあれが入っておりますが、そういうふうな事業に太良町の農家がのるような事業なのかというのを掌握しているのか、ちょっと質問いたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

先ほども申しましたとおり、この事業は国の交付金事業でございます。青年就農給付金という給付金が年1,500千円給付をされます。条件がございます。新規就農ですね、自分の農地を持って自分がみずから農業を営むというような方に対して年間1,500千円の給付金を最長5年間給付をするという制度でございます。

そのほかには、親元で就農をされて、親御さんから完全に農業を引き継ぐと。そういうことですので、農地も名義がえをすると。それで金銭面の管理もみずからが行うというような場合にも該当をいたしますし、親元に就農をされて、お父さんがミカンをつくっていると。で、そのままミカンをつくるというのは今のところちょっと好ましくないというような県の見解でございます。

品目を変えて、例えば、アスパラガスを主に、当然自分の農地か、もしくは第三者に、親の土地を借りるとなるともとの親の面積が減るといようなことで該当にならないそうです。新しく農地を借るか、農地を取得して新規就農をされた場合には、この新規就農総合支援事業の対象になるという制度でございます。

以上でございます。

○5番（山口 厳君）

そしたら、私の要領をちょっと読んでみます。

「農の雇用事業」募集要領と、こうなっております。平成24年度第1回募集。

全国農業会議所では、新たに就業希望者を雇用する農業法人等に対して、研修に要する経費などを助成する「農の雇用事業」の平成24年度第1回の参加者を募集します。

本事業の実施を希望される農業法人等の方は、2月27日～3月2日（必着）までに各都道府県の農業会議に必要な申請書類を提出してください。

平成24年度の募集については、これまでの事業よりも支援内容が充実しております。

（助成額：年間最大120万円、支援期間：最長2年間）。また、平成24年度は、今後、3回の募集を予定しており、次回募集は4月頃に開始する予定です。

と、こういうふうにはなっておりますけど、この事業とは全く違うということは私もわかりますが、こういうものがそっちの手元にありますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

はい、ございます。ちょっと私の説明が不十分だったろうと思いますので、再度御説明をさせていただきます。

新規就農対策の全体像というようなことで、まず1点目に就農準備というのがございます。高校を卒業された方が、例えば、県の農業大学校に進学をされた場合の年間1,500千円を2年間給付をするという制度です。

それから、先ほど山口議員からお話がありました法人に対しての「農の雇用事業」というようなことで、研修経費として、その農業法人等に年間最大で1,200千円を助成すると。これは県のほうから直接助成が行われます。先ほど言いました就農準備等については市町村から、それと先ほど来私が説明をいたしております独立自営就農、この3タイプが新規就農対策の全体像というようなことになっております。

以上でございます。

○5番（山口 厳君）

ということは、事業を分けるのは、事業等が今度新しく取り入れられておりますので、やはり農家にもわかりやすくあの辺に張っていただくとか、何か町報あたりでも出していただいて、なるべく農家の方々が使用できるような条件を出していただければ、どうもありがとうございました。

○12番（下平力人君）

連番の59、廃止路線代替バス運行費補助金、そしてまた生活交通路線維持費補助金ですかね、これをいわゆるトータルの収入支出差し引き決算ですね、どういうふうになっているのかまずお尋ねをしたいと思います。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず廃止路線代替バスですけれども、今回補正で減額をしましたが、最終的に確定をしましたので、その数字をちょっと説明させていただきます。

廃止代替路線については町内は3地区ありますけれども、経常収益が718千円と、諸経費等も含めて、営業外収益も含めて801千円、それと費用が6,021千円、差し引きの赤字が5,089千円、運営損益で最終的に経常損益が5,220千円ということで、23年度の補助については5,220千円が赤字となりましたので、その分を補助しているということになっています。

それと、生活路線バスについては、これについては経常収益が16,256千円、費用が28,714千円、差し引き12,458千円ですけれども、そのうち国、県の補助が3,775千円で、あと鹿島市と太良町が分担をしておりますので距離数で割っておりますけれども、鹿島市と太良町で8,683千円を補助するというので、太良町が4,816千円を補助したということで、それぞれの事業についても赤字になっております。

以上です。

○12番（下平力人君）

これについては非常に関心を——関心というよりか、利用者としての立場はいいんじゃないな

かろうかと思えますし、それとまた過疎地に、これは運行業者が祐徳バス株式会社ですね。そういう中で、お互いがやっぱり厳しい中で出し合いながらこれを維持できておるといふ点では、私たちも非常にありがたいなと思っております。

そこで、前にも申し上げておったようなことですが、できれば1人でも2人でも多くの利用者をふやすという手だてということは今までも担当課としても努力をされたと思うんですが、今後やっぱり、これもいわゆる半永久的に続いていかにやいかんということでありますならば、やっぱり方策というの、今後もまた継続しながら考えていただかないかんのじゃないかなと思っておりますが、その辺については目新しいといひますか、考え方としてありませんか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、この路線の維持については、それぞれ事業者も私たちも協力しながらしていかなければいけないと思っております。

それで、祐徳バスさんのほうについても事業の内容を見直しされながら路線の変更等についても、私たちのほうからこういう議会等でも質問を受けていると、それと住民の方からの要望があつているということで、路線の見直し等についても検討をお願いできないだろうかということで御相談はしております。

それと、もう1つは、路線についても、生活廃止路線の場合は道の駅のところにも今度バス停のほうを設置してもらうようになりました。で、4月1日から道の駅の前に上下のバス停ができますので、そちらのほうも利用できるよということ、私たちも努力をし、事業者のほうもそれに協力してくれるようにしておりますので、いい方向に私たちも向かえばなと思っております。

以上です。

○12番（下平力人君）

今課長が答弁されたように、お互いに努力し合うということが非常にこれからのバス運行にもプラスになるんじゃないかと思えますし、それは今過疎地、山奥までいわゆる定期バスが走るといふことは、一見太良に来た人たちも、やっぱり何ですか、輝かしいといふのはおかしいかもわかりませんが、こういうところまでバスを運行しているんだと、非常に将来展望が開けるんじゃないかといふふうな気もしますので、できるだけ続けていってほしいといふふうに思います。

○10番（久保繁幸君）

今廃止路線バスについての質問等があつておりましたが、この廃止路線バス、町内の業者といひますか、タクシーに代行とか、ふれあいバスの代替運行とか、そういうものを運行させるわけにはいかないわけなんですかね。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今現在祐徳バスのほうが路線バスを走らせてもらっておりますので、町内のタクシー会社までは私たちもまだ検討はしておりませんでしたけども、それがなくなった場合の方策とか、そういうのを検討しなきゃいけないということで、私たち内部的には思っておりますけども、今のところそこまでは検討しておりません。

○10番（久保繁幸君）

何でそのタクシー会社さんとかなんとか言うと、あの白石あたりの天満タクシーですか、あそこら辺は走りやすいですね。まあ経費がどれだけかかるのかちょっとわかりませんが、きのうちょっと私も電話をもらって、野崎の方面にはどうにかならんのかと、これはもうたびたび、前も川下議員も質問したことあるんですが、道越あたりに来ているバス、本当1回に1人ぐらいは行っていませんよね。それを今道越に、竹崎まで行っているのを1日4回、それを2回ぐらい野崎方面に回す方法ができないのかと。それもちょっと野崎方面の道路ですか、あれがどういうふうな道路になっているのかちょっと私も今勉強不足でわからないんですが、そういう方法もとれるような検討もやっていただきたいと。そういうふうな要望もありますし、その辺はただ祐徳バスさんが廃止する後になってから考えるというわけじゃなくて、そこら辺を検討していただきたいということを言われました。

町長も施政方針演説の中で、高齢者、通学者、いわゆる交通弱者の方々の貴重な移動手段であるということも言うておられますし、効率的かつ有効な運行方法について事業者と協議を重ねるということをやったっておられますので、そういうことを検討していただければと思いますがいかがでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

私もそういう話はちょっと聞いておりましたので、野崎、中学校のほうから通って野崎の路線、町道ですけども、そこら辺をバスが通れるとか、そういうのも課内では、内容等については検証を今しているところでございますので、そういう皆さん方の御意見等についても事業者とも話し合いをしながら、よりよいバス路線の維持に向けていきたいと思っております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

なぜ野崎の方面を言ったかということ、今漁が悪くて若い人がいないんですよ。そして高齢化は大分上がっておるし、病院に行くにも買い物に行くにも足がないと、そういうふうなことを言われる方がたくさんいらっしゃるんですよ。

そこで早く、今からますますまた高齢化率は上がると思うんですが、特にやっぱりおじい

ちゃん、おばあちゃん、そういう方たちがやっぱり一番困るのは病院だと、そこを重々言われますので、その辺を早急に検討していただきたいということをお願いしておきます。

○5番（山口 巖君）

ということは、今の続きですけども、この廃止路線バスですね、この3カ所、この乗車率と言うのか、乗車人員と言うのか、過去何年分のデータがありますか、それがあつたらまずそっちから報告を。

○企画商工課長（岡 靖則君）

過去5年ぐらいの乗車人員を、それでは報告をしたいと思っております。

平成19年度から、まず竹崎線から申し述べたいと思っております。19年度が4,598人、20年度が2,824人、21年度が2,425人、22年度が2,646人、23年度が2,658人、風配線が19年度が511人、20年度が276人、21年度が521人、22年度が243人、23年度は279人、中山線が19年度が1,532人、20年度が641人、21年度が629人、22年度が740人、23年度が754人ということで、若干ですけども、22年度よりも23年度が伸びているという状況でございます。

以上です。

○5番（山口 巖君）

どうも失礼しました、早くて何もわかりませんでしたので。まあそれはそれでいいとして、ということは、私が尋ねたいのは率ですから、あくまでも年間の乗車人員じゃないわけですよ。そこに3便走っておったら3倍になるわけですから、1台にどのくらいの人に乗っているのかなという答えが欲しかったわけで、よかったら、これ後で議員全部に配っていただけないですか。これは——いや、思うんですけども、これはずっと将来的には分校もまだあるし、いろいろな問題でこの交通網ですね、病院、あるいは買い物弱者とか、そういう人たちが年々ふえていますから、やはりこれも検討の材料には物すごく早目に結論を出さなきゃいけない問題かなとこう思いますので、一応わかりますか、何線走っていてどのくらいということをお願いいたします。

○議長（末次利男君）

1 運行の乗車密度。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

乗車密度ですけども、竹崎線についてが、もう最近ずっと0.3人です。風配線と中山線については0.2人ということで、そういう率が、乗車密度についてはここ何年か続いている状況でございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

予算書の116ページ、目の2番、農業総務費ですね、ここで報酬のところでは生産組合長報

酬901千円ということになっておりますが、これは行政からお願いする仕事の純然たる報酬なのか、補助金的な意味合いがあるのか。もし純然たる報酬とすれば、これを57人で割りますと1人当たり年間15,800円、月に1,300円ですね。そしたら佐賀県の最低賃金でいきますと1カ月に2時間分ですよ。これを基準はどういう基準で定められたのか、別に私は高い安いと言うつもりはないんですが、どういう意味合いが、純然たる行政からお願いする仕事に対する報酬が大体月2時間ぐらいだからこういうふうになっておるのか、それとも生産組合長費に補助的な意味合いがあるのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

生産組合長の報酬につきましては、行政のほうからお願いする仕事、例えば、転作確認等でございます。その経費として今回ここに計上をさせていただいております。

内訳といたしましては、基本割が50%というようなことで450,450円です。世帯割というようなことで40%で360,360円です。それから平等割ということで10%の90千円を57名の生産組合長さんの報酬というようなことで支出をお願いしているところでございます。

○6番（平古場公子君）

連番55、予算書128ページ、これの新規事業でガザミ蓄養試験委託料、これが佐賀県有明海漁業協同組合となっておりますけど、この内容の説明をまずお願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

本格的なガザミの蓄養試験というようなことで、役務費というようなことで施設の電力代、当然防犯灯等も設置をいたしますので、役務費で100千円を計上いたしております。

それから工事請負費で800千円と、これは防犯用のカメラ等々ですね、それから街灯の電柱等の設置費用でございます。あとは材料費の購入というようなことで、軟甲ガザミの導入経費というようなことで1,050千円、合わせて1,950千円ですね。それから町単独分といたしまして、ガザミの育成用のえさ代というようなことで、これ45日間分というようなことで730千円を計上いたしておるところでございます。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

23年度に漁船漁業振興資金ということで、町長以下、執行部の方が大変御苦労なさっていただいた事業だったんですけど、事業としてはもう着工をしてこの前視察にも行きましたけど、これが組合員さんとの折り合いがちょっと合わなくて、大浦漁協では組合員ではないということでなされました。組合員としてはですね。だったら、こんないい事業だから、する者だけ団体でしたらどうかということで、これは組合員はちょっともう外されて、加入したい人だけということで総会で決まったんですけど、そういう相談は受けておられるんです

か。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

全体会議の中で、カキの養殖と同じような方式で、賛同をされる漁業者の方で一応取り組みましょうというようなことで、最終的には六十数名の方が賛同をされて応募を予定されておるといような報告は受けております。

以上でございます。

○6番（平古場公子君）

そしたら、今後管理とかは有明漁連がもちろんされると思いますが、町としての今後の考え方はどのような方向でいかれるのでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

これは佐賀県の有明海漁業協同組合となっていますけど、町の単独ではなくしてこれは県費もありますから、県としては個人、法人にはあげないと。あくまで有明海漁業協同組合の中に、名前だけは出しておかんことには補助金をやられんというふうな前提ですよ。

だから実際、例を申し上げますと、その糸岐の共同施設も全部の漁業組合員ではなくして何人かで運営をされていると。そういうことで、県も国もそれぞれ補助金をやっております。だから、今後の維持管理は当然、この60何名方がその組合で協業されるかわかりませんが、その人たちが運営、維持管理をやっていただくと、それはもう当然のことです。だから、その糸岐の共同施設も共同者の会員の皆さんたちが運営をされているというふうな状況です。

以上です。

○11番（坂口久信君）

この代替バスですか、それにちょっと関連して、結構あの野崎のほうから注文があるというふうなことで、要望が非常に多くなっているというふうなことで、ここ何年かずっと話が出ておりますね。

そういう中で、あの野崎道路も町長初め町の執行部の肝入りでずっと常時幅も広がっておりますし、環境的には通られんことなかかなど。昔やったらちょっときつい部分もあったかなと思いますので、検討するということですが、もう来年度は通すというふうな思いでやっぱり検討をせんとさ、ただ検討します、検討しますじゃあなかなか先さい進まんけんですよ。そういう道路整備も、まあ学校があつたりなんかして非常にまだまだ危険なところもあるかもわからんけれども、ぜひこれは来年度はやるというふうなことで取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、町長これはぜひ、もう来年度ぐらいはそういう路線を引くというふうなことでお願いできんのですか。

○町長（岩島正昭君）

この代替バスを竹崎じゃなくして野崎港のほうに回せということでございますけども、結局これはバス会社が見に来ると思います。まあ小型バス等々に恐らく変えればいいんじゃないかと。どっちにしろずっと探さなきゃいかんと思いますけども、ただ、乗車率が0.何ぼというふうなことでございますけども、私も再三これは、タクシー等ででけんかということは、タクシー券か何かやってというとも協議をしましたが、この乗車している方は身障者じゃなくして正常な方が何人か乗っていらっしゃると。そいぎこの太良いっぱいどこさいでんそのタクシーば利用しんさつきとてもじゃなからうと、1年間に直せばですね。だからそこら辺もいろいろ協議をやって、あとは、あるいは町営バスの運転手を何人か雇用して回せばどうかというとも検討しましたがけれども、結局ある程度の賃金をもらわんことにはやっぱり職員の賃金も要するというので、再三検討をしております。要望等々があれば早速、バス会社も4月からダイヤ改正がございますから、そこら付近も向こうのほうに回していただければ、ある程度小型バス等々も了解をいただければ、そっちのほうにも話をしてみたいというふうに思っております。

○11番（坂口久信君）

もうそういうふうで、今のやっぱりバスば変えたりとかなかなか、祐徳バスを変えたりとかなんとか、もう竹崎まで行きよるわけですから、ちょっと回るだけですので、これはやっぱり、幸いもう4月からそういう状況で、バス会社にやっぱり打診をしてみて、ことしはだめと言うとなら来年度はぜひ検討していただくというのは、この話し合いの場なっとなん持ってもらうて、そしてからだめならだめで少しは納得して、来年度になっとなん考ゆっけんと言うとなら話はわかつとですけど、何も考えよらんと、検討しますだけじゃちょっとあれやけん、ぜひバス会社と話し合いだけは持っていたきたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

はい、そのように早速バス会社とも交渉をしてみます。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の121ページですね、121ページの19のところの繁殖雌牛優良牛導入事業費補助金600千円ですけど、これはことし何頭予定されているのか、そして牛だけの問題なのか、優良の精子ですかね、そこら辺も導入を思っておられるのか質問します。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

これは繁殖の雌牛の優良牛の補助です。なるべく優良な牛を導入していただくというふうなことで、優良ということになりますと若干値段等も上がりますので、その分はちょっと補助で賄えれば優良牛が購入できるというようなことで、本年度の予算については15頭を予定いたしております。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

優良牛、牛だけじゃなく、精子のほうも関係はなくはないと思うんですけど、何年までですかね、庁舎のほうで精子のほうを保管してあるということを聞いておりますけど、今現在どういうふうになって、どういうふうな取り扱いをされているのか、ちょっと質問します。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

たしか平成17年度だったと思いますが、太良町の和牛振興会というようなことで設立をされております。そちらの和牛振興会のほうで、種の購入、管理、販売を17年度から行われてきております。現在、太良町の庁舎内に種のほうは保管をいたしております。ただ、JAさんの畜産事業所と数回、23年度中にお話し合いを持ちまして、今現在保留といいますか、管理をしています種がなくなったら、その後はJAの久間の畜産事業所のほうで管理をしていただくというような話し合いの結果がありますので、その辺種の整理が済みしたらJAさんのほうで管理をしていただくというようなことでございます。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

今現在庁舎のほうで管理をしていると言われましたけど、それもあれですけど、今精子がなくなったら塩田のほうにという答弁だったと思うんですけど、今現在、その精子が年間どれくらい出ているのか、使われているのか、そこら辺、そしてこれは後でいいですから、精子の品種、数、金額あたりもそこら辺は後でいいですからちょっと出していただければと思います。どうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

品種、主な品種でございます。現在その人気がありますというか、よく出回っている品種と数について御報告をしたいと思っております。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

今先ほど精子がなくなったらと言われたでしょう、答弁で。それ今現在どれくらい精子が出ているのかですね。畜産農家の方がどれくらい利用してその精子をつけておられるのか、そこら辺ば聞いておっです。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

正確な数字は覚えていませんが、今人気のある安福久ともう一本ございますが、それが百数十本出回っております。で、なくなったらという御説明いたしましたが、全然昔の種で今現在は人気がなく余り出回らないと、そういう種もございます。そういう種については、

若干値段を下げてF1、交雑種の種として酪農農家等々から購入をしていただいておりますので、それに若干時間がかかりますので、それがなくなり次第JAさんのほうに引き継ぎをしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

その精子がなくなるということは、大体いつごろまでのめどを立てられているんですか。というのは、我々はちょっと、私も監査をするまでは精子が庁内の中にあるということを知らなかったんですが、いいものは売れるんですけど、売れるらしいですね、私もよく知らないんですが、それにやっぱりいいもので、いいものに幾らかそれを、いいものを買われるときにそれもつけていかんと、それは減らんのじゃないですか。その種が悪いと言うわけじゃないんですけど、その辺をつけてさばかんとJAさんの久間のほうに預ける時期も来ないんじゃないんですか。

そして1つは、この43番、今大分、ことしままでですか、24年度までで49,000千円ですよ。その中でちょっと考えてみますと、滞納がずっと最近ふえている状態にありますよね。その辺を考え過ぎると余り過剰投資ではなかろうかというふうなことも考えますが、担当課としてはどういうふうな考えをお持ちですか。もうここ口蹄疫が出てからどんどん滞納がふえておりますよね。その辺もありながらまだこれだけの、今年度までという3年間の補助金の期間がありますのでやられるんでしょうけど、この辺は少し考え直すべきところでもあるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

種の問題につきましては、平成23年度中にJAさんに渡す予定にいたしておりましたが、その滞っている種を全部清算してからうちのほうは引き受けさせてくださいというようなことのでございましたので、23年度中はちょっと無理かなと思っておりますので、25年度中には何とかJAさんのほうにお渡しできるように取り組んでいきたいと考えております。

それから、繁殖牛の導入でございますが、確かに議員御指摘のとおり、22年度中は大分導入をされております。返済についても若干滞っているというような状況でございます。

昨年の12月から畜産農家さんをお呼びいたしまして、今後の導入計画、それから滞っている未償還の分の返済について協議をいたしまして、計画的な償還をしていただくようお願いをしたところでございます。

今後ともさらにそういうことで、償還については、町といたしましても確実に堅実に償還をしていただくように指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○町長（岩島正昭君）

まず種のことについてお話を申し上げます。

全国津々浦々畜産があつて、種の精子を公共で持っているとは何事かということをも私も発奮しまして、本当にそういうふうな免許も、いろんな免許も持たん、獣医の免許も持たんとかこれ何で公共が持たんばいかんとかというふうなことで、本来の姿はJAがこれは当然畜産関係もあるものだから、JAが持つのが当然じゃないかということで、JAの理事等々に、常務等々にお話をして再三食い下がったわけですけども、平成17年か18年に、結局農協に預けた場合は太良がこういうふうないい品種を、精子を買う場合はひつ用ると、だから和牛組合が絶対持つておくというふうなことがいきさつだったそうです。役場が持つておるといふのはですね。

だから、そういうことはやっぱり役場が精子を持つておく。それはいつ発情期が来るかわからん、獣医も何もおらんとに、役場は祭日とか土日の休みの場合はどがんすつとかというふうなことで再三農協とも交渉しまして、それならばということで去年、23年度だったですかね、それならばということで農協が前向きに動いていたわけでございますけど、まだまだやっておらんとということですけども、それと、昔のねまり種といたしますか、もう全然使われんとに、もうつかんという、獣医師に言われれば、これはだめですよというのを言われたものですから、ある程度種がつくならばF1のほうにやると、これはもう価格は千円か幾らでございますね。だからどうしてもこれはもう処分せにやいかん時期が来るとござつてます。だからこれはもうしよないというふうなことで、そういうふうな指示をしております。

それと、久保議員おっしゃるとおりに、本当に畜舎とか云々等、トラクターとかどんどんどんどん今借り上げしよつてですけど、これは役場というのは経営指導が大事だと。経営ですよ、種もそういうふうな種も買いや行つたい、さあ農家に配つたりするじゃなくして、畜産農家の経営指導するのが役所の仕事だということで、例えば、子牛を5頭ことしお願いしますと言う場合は、滞納整理簿等も今整理をさせておりますから、5頭とまず1頭と、1頭である程度償還が済んだ場合は2頭もふやすともいいんじゃないかというふうなことで、そういうふうな指導をさせております。これは畜産農家等を全部呼んでそういうふうな話をさせておりますから、今までのごと何でんかんでん貸すということはもうやっぱり、もう自転車操業になりますからね、やりつ放しで貸しよれば、だからそういうふうな指導もやらせたいと思います。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑を終了します。

次に、8款. 土木費、136ページから第9款. 消防費、148ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

予算書の137ページの13の委託料ですかね、この法定外公共物管理システム保守点検業務委託料ということで126千円と、下の製図・設計機器等保守点検業務委託料114千円ということで上がっておりますが、これは契約期間は3年かどうかとなっておりますが、この予算書の後で出てきますが、歳入のところでは370千円のこれは収入として予算で上がっているわけですよ。そいけんこれが該当する契約件数が何件あるのか、370千円の収入にこれだけの委託料を払ってしなければ、担当課でできないのか。370千円の収入としか上がっておらんとですよ、これは。そしてこれだけの委託料を払うて、これはすべてもう役場業務は委託方式でやっているのか、それとも、これは年々変わるわけじゃないんですから、こういうことを委託せんでも、担当課で毎年管理しておったらできるんじゃないですか、どうですか、そこら辺は。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず委託料の法定外公共物管理システムですけど、これはペーパーではなくて、今何といいますか、コンピューターといいますかね、町内の地図ですね、地図の中に占用箇所とか、そういうのをすべてデータとして管理をしております。そのシステムのこれは点検ということで業者のほうにお願いしている部分でございます。

それと、製図・設計業務につきましては、道路改良工事等の設計を行うときのパソコン等の機器についての保守管理の業務委託料でございます。全くこの2つは別のものであります。

それと、歳入の法定外の370千円ですけど、これは件数にいたしますと約120件程度の占用について占用料を徴収している分でございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、すべて業務委託は役場内のそういうコンピューターの委託の中で、例えば、土木課の受け持ちがちょっとこのくらいになりますという意味のこれは委託料と考えたほうがそしたら考えいいわけですか、どうですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

はい、議員のおっしゃるとおりでございます。法定外は法定外管理システム、建設課で扱っておりますので。製図・設計も、これにつきましては道路改良工事、その他いろいろな工事に使用する機器の保守点検業務でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これはやっぱりそういうふうにして役場全体がそういう業務委託をしておって、その中でやっぱりここがこのくらいの振り分けになるやろうということで、こういうふうに帳面上上げておりますという説明をしないと、今みたいにたった370千円しか上がらんとに

何で十何万もかけてせんばらんとかということになりますので、そこら辺はやっぱりわかりやすく説明して、以後ね、そういうことでよろしくお願いしておきます。

○12番（下平力人君）

主要事業の連番70、この道路新設改良費について、ここに工事請負費として45,000千円上がっておりますけれども、今までの慣例として、道路の新設の場合は5メートル以上というようなこと等がございましたけれども、今予算も少なくなった関係で、やっぱり5メートル以上の新設をしようたら山の隅々まで行き渡るといことまでは相当年数がかかると思うわけですよ。

今、離合、例えば、道路幅員が4メートルぐらいの幅員で離合場所もないと、離合もできないというようなところは、退避場所としてつくることはできないかということを考えているんですが、どうでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、まあこう言ったらなんですけど、山間部あたりの町道の改良につきましては、全線改良と言うよりも離合所、何メートル置きかにそういう用地が確保できればそういったことで対応したいと思っております。

現に、町道里・板の坂線、辺地、今年度はカーブからというか、御手水に行く三差路から上のほうにつきましては全線改良をちょっとやめまして、離合所的な部分的な改良で対応しているところでございます。

○12番（下平力人君）

今、まあ昔は生活道路と言いつたんですが、今もう産業道路、いわゆる森林間伐等がございますから、中型、大型というのがやっぱりどんどん入ってくるわけですね。そういう場合に、今その迂回場所といいましょうか、方向転換場所というのが少ないものですから、終点まで、その迂回場所があるところまで上って帰ってこにゃいかんという、非常にその経費的に無駄が出てくるわけですよ。そういうことも考慮しながら、できれば1路線に1カ所ぐらいはその大型車、4トン車以上ぐらいの車が曲がれるような場所もつくってほしいと思いますし、これは、結局その危険性の高いところほどさっき言いましたような退避場所、離合場所と言うと行きながらすれ違うという形ですからね、退避場所は車が来よるなというところで待ってそこで交わっていくというようなこと等になりますから、ある程度箇所数もふやしていかんといかんというふうな思いがします。

そこは町長、どういう、今のこの予算の中でぜひそういうところにも着手をしてほしいなと思いたすがいかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

確かに限られた予算で5メートルから6メートルの改良をやりますと、やっぱり本数的に

は微々たるものでございます。だから、交通量の少ない山間部については特に、全線改良というのはこれは相当な金ですから、今後はそういうふうな大型車の離合箇所等を何百メートル置きかにして、将来的にはドッキングでつなぐというふうな、太良町全部を偏らん程度にそういう計画をしていかにかんじやろうというふうに思っております。

○12番（下平力人君）

くどいようでございますけれども、新年度からぜひお願いしたいと思います。

○2番（江口孝二君）

お願い事になると思いますけど、139ページの橋梁維持補修事業の多良川と嫁川の分の水路ところに土砂等がたまって、本来川というものは水の中に石があるべきところを砂利の中を水がちょろちょろ流れている状況でありますので、できるものならばこの工事をされるときに同時に土砂等を取り除くことができないかお尋ねします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

2級河川につきましては県が管理となっておりますので、しゅんせつ等の要望等が地元からあった場合は、まず県のほうに連絡して、それと現地確認して対応してもらっておりますけど、今回うちのほうでこういう補修工事がちょっと行われる場合に、一緒に対応できたら対応したいとは考えております。

以上です。

○2番（江口孝二君）

毎回回答は同じ形で、全然こちらから見たらこちらの気持ちをわかってもらっていないごたる返答ですもんね。というのは、12月のときに一般質問して、あそこの多良川の橋の下にごみがかかっていますと。冷凍ノリも始まっておりますと。2日も3日も漁業者は、ノリを摘む前にそのごみを取り除く余分な作業をしております。本当に気持ちがあつたら経費がかかるわけでもなしですね、ボランティアということでもできると思います。

だから、今のように河川管理者が土木事務所ですから、うちには関係ありませんというような答弁に聞こえるわけですよ。だから、もっと前向きな姿勢で、同時に工事を行ったら間接費等の節減もできるはずですよ。単独でやる、そこら辺はやっぱり県のほうともですよ。また、もう議員の皆さん現場は確認しています。さっき言うたように、本来は水の中に石があると当たり前だと思います。でもその地区については砂利の中を水が流れています。もちろん魚もすめません。以前私たちが小さいころは、多良川については1メートル以上のですね、泳ぎ場にもされるごたる状況で、それに戻せとは言いませんけど、なるだけ昔の、魚がせめてすめるようなところを部分的にもつくってほしいということですので、前向きに検討してほしいと思います。いかがでしょうか、町長済みません、答弁をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

議員おっしゃるとおりに、昔多良川の愛河会とか糸岐の漁協でアユの放流等々をなさっていた当時がございすけども、それから数年がたってもうほとんど、濁水時にはもうほとんど水は流れんと、バラスの中を流れよるといふことで、何年かまた、私がちょうど建設課長時代に畑田の住宅の周りのにきからずと堤外水路という形でこういうふうな複断面の工法をお願いしましてやっているわけがございすけども、そういうふうな工法でと議員おっしゃっているんじゃないかと思ひますから、今度そういうふうな橋梁等々の工事が始まれば、当然どういふふうな工法でやるか、河川の中に重機もおろさないかと思ひます。で、重機がおりればついでにそこら付近も陳情していきたいといふふうに思ひておひます。改めてならば経費がかかるけども、どうせ工事をするならば一石二鳥でそういうふうな間接費も要らんけんですな、そういうふうにお願ひしたいと思ひます。

○2番（江口孝二君）

前向きな返事はありがたいんですが、ちょっと感じ違ひされているのは、私はできれば、今町長が言われた、もうすべてが流れるような格好にしておくといふことが、あそこ、もう夏場は見てもらえばわかりますけど、ヨシと言うんですかね、あれが両脇に入って、それでそれがもちろん刈られますよな。そしたらその後がすべて流れて水害とかあったら、もう全部流れてしまうですもんね、下のほうに、根と言うんですかね。だから、そっちのほうも物すごく悪影響を漁業者には与えていますので、できれば以前のような平べったかといふんですかね、そういうふうな検討をしてほしいと思ひます。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

わかりました。河川全体の件ですな、底面の。私はもう水路をほがすといふ解釈をしておいたものですから。はい、わかりました。

○9番（見陣泰幸君）

ちょっと関連も含めましてですけど、連番の76、消防施設費で、ここに板の坂と竹崎地区に水槽改修工事と新設工事ですな、こうありますけど、太良町内、水利が少ないのは山間部が主だと思ひますよ。そこら辺でどうですかね、今のところ山間部あたり、各部落見て回って、ここが足りないなといふところはどれくらいあるのか。まずそこら辺を。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと見て回ってはおらないんですけれども、これ各地区から要望があっているものですから、今度じゃあしましようといふことで計上しているといふ状況がございす。

○9番（見陣泰幸君）

それについても、先ほどから江口議員から質問があっているように、川に堆積した泥をとって、少し深く水がたまるようなことをすれば、防火水槽のかわりにも、防火水槽をつくる

よりもそういうところが防火水槽のかわりには物すごく役に立つと思うんですよ。ですから、今後防火水槽も必要などころは必要でしょうけど、川がある地域ではその川を、まあ簡単に言えば堰をつくられるところは堰をつくって、水をある程度ためるような形をとってもらって防火水槽がわりに役立てるといふ、そういう考え方も今後できるんじゃないかと思うんですよ、そこら辺はどうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

そういうふうな箇所はどうかというお話が見陣議員からございましたけど、私今まで、去年と一昨年火災現場に行きまして、まず、大川内のある人の火災の場合は多良川があったからすぐよかったわけですよ。で、もう1つがこれはいかんなと思ったのが、御手水の集落が火災があったわけですよ。あそこ御手水の滝からどんどんどん水が流れて、ここは大丈夫やろうというふうなことで思ったところが、あの御手水の神社のところになんか小さな防火水槽がございましてけれども、何分ともたんですね、全馬力で上ぐれば。そいぎ川から、あの谷底から中継で上ぐるとこれはもう大変だから、これはこの御手水にはやっぱり防火水槽が必要だなどということと区長さんとも話をしたところとございましてからね。川があるからとやっぱり地形的に本当ですよ、だから小さな、道路側でんなんてんある水路については見陣議員おっしゃるとおりに、防火水槽つくるよりは常時流しておったほうの水がいいですけどね。だからもう火災のときにやっぱり行たってみて、それと日の辻、あれも全焼やったですけども、あの場合は大浦のダムのスプリンクラーを利用させていただいて、それで消火に当たったですね。中継して家屋に移らんとです。だからそこら付近も今後防火対策を考えにやいかん時期が来ると。特に高齢者の老夫婦の家庭等々は特にです。そういうふうにしてあります。

○9番（見陣泰幸君）

何回も言うようですけど、やっぱり行政と消防と消防団と、それとできれば地域の区長さんなんかも一緒に話し合いをしていただければ助かると思います。よろしくお願ひします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

できるだけ御要望には添えるような形ではやってみたいと思います。

○8番（川下武則君）

主要事業の連番の73の県営の伊福地区のほうの負担金の5,000千円ですけど、昨年に続いて同じ金額負担なんですけど、これ伊福地区だけで終わりですかね、そのずっと江岡のほうとか太良高校の前とか、ずっとあそこら辺も高潮対策みたいな感じで持っていく構想はないんですかね、そこら辺をお聞きしたいんですけど。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まずここに伊福地区ということで上げておりますのは、これは県営事業でありますけど、県営事業の事業名が伊福地区というふうになっております。現場は伊福地区と江岡地区の2カ所の540メートルであります。

太良高校のほうには、もう既に消波工は設置されておりますので、今のところ——今のところというか、この計画では伊福地区と江岡地区の海岸沿いということで、それ以外の計画はちょっと今のところ私は聞いておりません。

○8番（川下武則君）

実は、去年の3月の11日に東日本大震災があつて、それでも一緒ですけど、結局、今もし有明海で地震があつて津波があつたときに、最大で2メートルぐらいの津波が来ると。それに対応するかのように伊福のほうもずっとやっているの、もしできれば、新たに太良高校ももちろんありますし、こういう海岸道路を事業に何かのせる部分がないのかなというふうな思いもありますし、できればそういうふうな事業を持ち上げてもらえるものかどうかなと思ひまして質問しておりますけど、そこら辺は県のほうと話できますか、どうですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今伊福地区で行っております事業の中で、はっきり数字は覚えておりませんが、70センチ近くの護岸のかさ上げもやっておりますので、そういったものが太良高校のところにも必要かどうかというのは、県と話をちょっとしてみたいと思ひます。

○10番（久保繁幸君）

関連なんですけど、道越・野崎線の高潮対策の要望も上がっておると思うんですが、この辺はどのような対応をしていただくか、今後どのようにされるのかお伺ひしたいと思ひますが。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

道越のところは地元からの要望があつておりました。そこが港湾区域なのか漁港区域なのかということで、いろいろ県のほうとも協議を行ひまして、結果として県のほうの事業ではできないということでありましたので、水谷漁港の角のところには町単で消波ブロックを何基か設置して、その後、ちょっとどういう状況になつたのか、大きな台風等がその後来ていないと思ひますので、その後、それが効果がどれだけ出ているのかということで、ちょっとまだはっきりわかりませんが、それから中学校のほうも波が上がるというふうなことを聞いておりますので、そこについては港湾区域になりますので、県のほうにも話を持っていきたいと思ひております。

○5番（山口 巖君）

ちょっと伊福地区の護岸工事にちょっと戻っていただきますけども、今540メートルの工事江岡と伊福ということですけど、その伊福と江岡地区の長さの割合ですね、それを1つ。

それともう1つは、今作業道というのがそのまま残っているわけですよね、向こうのほうから、道の駅のほうからこう、その作業道の撤去をこの工事が済んだ後でやるのか、今の工事の済んだ分は撤去はまた別にやるのか、一応2点お聞きします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

伊福地区が297メートル、江岡地区が243メートル、計の540メートルであります。

それと、今工事用道路が伊福地区のほうにありますけど、それを撤去して江岡地区に持っていくということで、これは県のほうが繰り越しを行いまして、業者のほうが一応町内の業者さんが受注されて、これから6月にかけて工事用道路が江岡地区にできる予定となっております。

○3番（所賀 廣君）

一覧表12ページの非常備消防費なんですけど、ここに10,000千円、小型動力ポンプ2台及びポンプ2台というふうになっておりますが、これはどこどこの部のものなのか、また何年が経過しているものなのかをまずお伝え願いたいと思います。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず小型動力ポンプ積載車の分が古賀と北町でございます。それから小型動力ポンプが北町と大峰ということになっております。いずれのものも20年を大体経過をしておるということでございます。

○3番（所賀 廣君）

これは私たちが夏季点検なり出初め式なりの折にその資料をいただきまして、ここの車はもう20年越しておるね、ここの車は来年ばいねというふうな、そういった判断ができますが、この20年を経過するというのが昔から1つの慣例——慣例といいますか、もうぼつぼつ変える時期ばいねということで思うわけですけど、これは1つの20年というのは、日本消防協会なり、あるいは消防法なりで決められたといいますか、そういったことで20年を経過したものについては更新をなささいというふうになっているのか、それとも太良町独自で20年を過ぎればもう変えようというふうになっているのか、このポンプはどちらかという自動車より重きに考えるというのがやっぱり、現場に行ってもその機能を発揮しなかった場合には、消火活動なりに大変なことになるというふうな、ある意味思うわけですが、それがいないために皆さん月に2回なり3回なりの点検業務をなさっていて、常にすぐ運転できるような状況を保つというふうなことをやっておられますので、この20年というのは、まだ機能する場合には例えば、メーカーさんなり業者さんなり見せて、まだあと5年ぐらいは大丈夫やっけんもう一時いいですよというふうにできるのか、どうしても20年を過ぎれば変えるのか、どうなんですか、そこは。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その20年というのは、消防法とかなんとかでは多分決まっていなくて、それを太良町が多分独自といいますか、近隣とも多分いろいろ調整を聞いたりとかいろいろした上で、多分20年ぐらいで変えてきよるということで、うちも20年ぐらいにしましょうとか、それとも太良町で20年ぐらいでどんどん変えていきましょうということだと思えます。

大体その20年というのが長いのか短いのかですね、これを短くしますとまた莫大な金がかかってくるということもございますし、機能しなかったらまたいろんな問題が起こってくるということもございますし、果たしてその20年が適正なのかどうなのかというのはちょっとわからないですね。車でも20年でまだ7,000とか6,000キロしか走っていないのを変えていっているというような、そういう状況でございますから、これまだ使おうと思えば使えると思うんですね。で、ボディー等が、だからほかの部分が果たして20年経過したのでどれぐらい劣化しているかということもちょっとなかなか判断しにくいですが、それでも毎月毎月各消防団の方が点検をしたり機具等についてはやっておられますので、それらも今の20年ということでサイクルをつくって長年やってきておりますから、予算の面からもそれではばらく行かせていただいたほうがよろしいんじゃないかというふうに判断します。

○3番（所賀 廣君）

先ほどの答弁の中に、20年を仮に22年なり3年なりなるときに莫大なお金がかかるかもしれないというのは間違いじゃないかなというふうな気がするわけですね。いつ変えたってそうなんですから、これは別に行政側だけが考えることじゃなくて、ある意味今の消防の幹部さんたちとの話し合いの中でもできることだと思いますので、できるだけその辺は、やっぱり2カ所ですから、単純計算で5,000千円ずつということになるんですね。決してばかになる金額ではありませんので、こういった財政厳しい折ですから、使えるものは目いっぱい使っていて、あと二、三年後に変えようとかというふうな段取りもできるわけですから、その辺はちょっと慎重に見ていただいて、我々も今まで、ああ、20年過ぎとっけん変えればいねと、何となくその流れに乗ったような感じの考え方でしたが、そうじゃなくてももう少し使えるものは使おうということを前提に幹部さんたちとも話し合いをしながら更新時期というのを今後考えていただきたいと思いますが、どうでしょうね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

毎月幹部会、役員会がっておりますので、その席でこういう意見も出ましたということでお話をしてみて、消防団の幹部の皆さんがどうお考えになるか聞いて、それなりの判断をしていきたいと思えます。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の140ページの道路新設改良費のところ、17の土地購入費と22の補償金、これが土地がどれくらい今購入代金として幾らぐらいで購入をしているのかですね。そして田と畑との違い、まあ一緒ならいいですけど。そして補償金、この立ち退き補償かなと思うんですけど、そこら辺の内訳をお願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

田につきましては、一応平米千円ということをお願いしております。畑については600円です。スプリンクラー等の整備を行われているところにつきましては700円と。雑種地についてはいろいろありますけど300円、基本的にですね、山林が200円と。宅地につきましては固定資産税の評価額で購入をいたしております。

それと、補償費ですけど、ミカンにつきましては大・中・小ということで、年数によって分けております。10年以上が8千円、5年以下が4千円、6年から9年、その中間が6千円ということで、庭木については1本8千円というようなことで、購入の単価としております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

この補償金、土地購入費に対して、ここ何年か変動がありますか。評価は別として、田んぼなり畑なりはずっと評価は下がっているかなと思うんですけど、この土地の購入費に対して変動はありますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

以前一回改定しておりますけど、もう大分前でちょっと、何年に改定したのかちょっと覚えておりませんが、もうここ何年というふうに単価は変えてはおりません。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

予算書の142ページの委託料のところですが、町営住宅管理委託料は2,600千円となっているんですが、これは家賃収入として徴収された分の中から管理委託としてこれだけ予算を組まれているのか。それともこれは全く家賃とは別に、町からこれは管理してやるような委託料になっているのか、そのところをちょっと説明をお願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この管理委託料につきましては、合併浄化槽、共同施設ですね、共同施設については管理主体のほうで見るようになっておりますので、町のほうで見ております。財源としては家賃のほうで、家賃が大体年間20,000千円ぐらい入ってきておりますので、その分を、一応家賃は一般財源化しておりますので、一般財源としてこの住宅の支出のほうに、管理委託料のほ

うには充当しているというふうな形をとっております。

○7番（牟田則雄君）

普通一般は、その家賃とほかに大体管理費というのはどこでも支払って入居しているわけですかね。普通はね、民間の場合は。それも含めて徴収して、そしてこの管理費はこういうふうにして上げているということで、もしあれなら、管理費というとは一般的にはすぐ管理費幾らですよとわかるわけでしょう。ところがこれは家賃の分が幾らなのか、管理費が幾らなのか、このシステムじゃちょっとわかりにくいですね。わからないでしょう、普通の一般の人は。そいけん、そこで大体家賃収入の中で、そしたら幾らがその管理費として徴収しているのか、そのところの管理費が大体1部屋当たり幾ら徴収しているのか、ちょっと教えてください。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

管理費として入居者の方から徴収はしておりません。ただ、町営住宅につきましては階段の電気料、それと浄化槽の汚泥引き抜きですね、普通の便所のくみ取りに変わるものですが、そういったものは入居者負担となっておりますので、その団地ごとに入居者の方が管理費ということで、月1千円なり500円なりを徴収して、入居者の方でされておりますけど、町のほうで管理費として別に徴収はしておりません。町のほうでは家賃だけを徴収しております。

○7番（牟田則雄君）

そしたら一般と仕分けて考えるときには、そしたら町営の場合は管理費込みという、大まかに言えば管理費込みの家賃になっておりますという説明でいいわけですかね。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

町営住宅、公営住宅はどこでも一緒だと思いますけど、あくまでも家賃ということで管理費は別というふうな考えになっていると思います。

○議長（末次利男君）

質疑を終了します。

お諮りします。日程の途中ですが、本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、これにて延会することに決定いたしました。お疲れでした。

午後2時38分 延会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 江 口 孝 二

署名議員 所 賀 廣